

# 国税庁レポート

National Tax Agency Report

2006



# 納税者の皆様へ



国税庁は、発足以来、納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという使命を達成するため、税務行政を推進してまいりました。特に、平成13年の中央省庁等改革を契機として、担当する事務について、事務の実施基準などのルールを定め、公表いたしました。また、併せて、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することになりました。

こうした改革は、税務行政が納税者である国民の皆様から負託されたものであるという基本的認識に立って、

国税庁の使命、実績目標、施策等を国民の皆様にも明らかにし、説明責任を果たすこと  
事務全般について、客観的に実績を評価することにより、効率的で質が高く、時代の要請に合った行政を目指すこと

仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的としたものです。

税務行政を取り巻く環境については、少子・高齢化、経済のグローバル化等が進展し、このような動きを背景に、申告者数の増加、課税・徴収事案の複雑・困難化がさらに加速しています。このような状況の中で、国税庁が今後ともその使命を適切に果たしていくためには、限られた資源を効果的・効率的に配分しながらメリハリのある税務行政を進めていくことが肝要です。そのような観点から、できる限り税務署の内部事務を効率化し十分な調査・徴収事務量を確保するとともに、納税者利便の向上に努めていく必要があると考えています。

納税者利便の向上に当たっては、納税者の皆様の申告と納税をサポートする観点から、国税庁ホームページを活用した税務情報の提供、国税電子申告・納税システム（e-Tax）確定申告書等作成コーナーの導入・改善など、情報通信技術（IT）の活用を通じた納税者サービスの充実に取り組んでいます。e-Taxについては、政府のIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」を踏まえ、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」を公表しました。今後、同行動計画に盛り込んだ目標の達成に向けて、e-Taxの一層の利用拡大のため、各種施策を強力に押し進めていくこととしています。

平成17年分の確定申告期は、消費税法の改正により申告者の大幅な増加が見込まれたため、新たに課税事業者となる方々が申告と納税を適正に行っていただけるよう、広報、相談、指導などの施策を重点的に実施しました。これらの取組により、ほとんどの課税事業者の方が申告を行うなど、平成17年分の確定申告期はおおむね順調に終了することができました。

また、近年の経済の国際化の進展に伴い、二重課税のリスクが高まる一方で、逆に国際取引を利用した脱税、租税回避を図るケースも増加しています。これらの国際的課税問題の解決に向けた対応の必要性が高まっています。このような問題は、一国での対応には限界があるため、我が国としても、国際会議等の場を通じて活発な意見交換を行うなど、外国税務当局とも協力してその解決に取り組んでいます。加えて、開発途上国との間では、中国や東南アジア諸国を中心に専門家の派遣や研修生の受入れなど、技術協力にも積極的に取り組んでいます。

この「国税庁レポート2006」は、このような国税庁の取組について、納税者の皆様に分かりやすく説明するために作成したものです。編集に当たっては、

国税庁は今後どのような方針で税務行政を推進しようとしているのか

現在の税務行政で改善すべき点は何か

に重点を置いてご説明しています。

申告納税制度の下で、納税者の皆様が自発的にかつ適正に納税義務を履行していただけることが、国税庁の使命を達成することにつながります。この「国税庁レポート2006」が納税に対するご理解を深める一助になれば幸いです。

平成18年6月

国税庁長官

本村幸俊

# 目次

## 納税者の皆様へ

page 1

## 国税庁の使命

page 5

< 主要な取組事項 >

- 1 国際化への対応 ..... 9
- 2 電子申告等ITを利用した申告・納税の推進 ..... 10
- 3 改正消費税法の定着に向けた取組 ..... 10

## 申告納税制度

page 11

- 1 広報・相談・情報提供 ..... 12
  - (1) 租税教育
  - (2) 説明会
  - (3) 路線価図等のインターネット閲覧
  - (4) 税務相談室における税務相談
  - (5) 事前照会への回答
- 2 確定申告における利便性の向上 ..... 15
  - (1) 自書申告の推進
  - (2) 閉庁日における申告相談等の実施
- 3 e-Tax等のIT化への取組 ..... 17
  - (1) ITを活用した納税者利便の向上
  - (2) 国税関係業務・システムの見直し
- 4 適正・公平な税務行政の推進 ..... 20
  - (1) 的確な指導の実施
  - (2) 悪質な納税者に対する厳正な対応
  - (3) 資料情報
  - (4) 広域的に事業展開する企業グループへの対応
  - (5) 電子商取引への対応
  - (6) 査察
- 5 確実な税金の納付 ..... 25
  - (1) 自主納付態勢の確立
  - (2) 滞納圧縮への取組
  - (3) 納税コールセンター
  - (4) 効率的な債権債務の管理
- 6 税理士の役割 ..... 27
  - (1) 書面添付制度の推進
  - (2) 税理士等に対する的確な指導監督
- 7 関係民間団体との協調 ..... 28

## 国際化時代の税務行政

page 29

- 1 共通の課税ルールの整備 ..... 29
  - 共通の課税ルールの整備
- 2 租税条約に基づいた対応 ..... 31
  - (1) 国際的な二重課税の防止 租税条約に基づく相互協議の実施
  - (2) 租税条約に基づく情報交換
- 3 国際的租税回避等への対応 ..... 32
  - (1) 国際的租税回避スキームへの対応
  - (2) 移転価格問題への対応
- 4 開発途上国に対する技術協力 ..... 34

## 権利救済

page 35

- (1) 異議申立て
- (2) 審査請求
- (3) 訴訟
- (4) 権利救済の状況

## 酒類行政の取組

page 38

- (1) 酒類業の体質改善のための取組
- (2) 経営改善に対する支援
- (3) 公正な取引環境の整備
- (4) 独立行政法人酒類総合研究所との連携
- (5) 社会的な要請への対応
- (6) 酒類免許の一部見直し

## 将来に向けた取組

page 43

- (1) 納税環境の整備
- (2) 内部事務の基本的見直し
- (3) 調査・徴収事務の基本的見直し
- (4) 国税職員の職場環境の整備

## 資料編

page 47

- (1) 租税収入・予算
- (2) 申告・課税状況
- (3) 調査状況
- (4) 査察
- (5) 滞納圧縮
- (6) 権利救済
- (7) 税務相談
- (8) 国際課税
- (9) 納税者満足度
- (参考) e-Taxをご利用いただくためには

# 国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、さまざまな行政活動を行っています。そして、その活動のために必要な経費を賄う財源が税金です。公共サービスが税金によって円滑に提供されるよう、日本国憲法は国民の義務の一つとして納税の義務を定め、国税庁には税金を徴収する権限が与えられています。

国税庁の使命は、納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現することにあります。国税庁では、国民から負託された責務を果たすために、租税教育や広報活動など納税者が納税義務を理解し実行することを支援する活動(納税者サービス)や、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正する活動(適正・公平な税務行政の推進(コンプライアンス<sup>1</sup>の維持・向上))により、内国税の適正かつ公平な賦課・徴収の実現を図っています。併せて、酒類業の健全な発達ならびに税理士業務の適正な運営の確保に努めています。

国税庁は、これらの取組に当たっては、その責務について納税者である国民の理解と信頼を得ることが重要であると考えています。このため、これらを分かりやすく取りまとめた「国税庁の使命<sup>2</sup>」を職員に示して事務の遂行に努め、さらに、国民に対して公表しています。



国税庁

<sup>1</sup> 「コンプライアンス」とは、納税者が高い納税意識を持ち、法律に定められた納税義務を自発的にかつ適正に履行すること(法令遵守)です。

<sup>2</sup> 「国税庁の使命」とは、「国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令」に職員が事務を遂行するための行動規範を加えたものです(右6ページ参照)。

## 国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

### 任 務

上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
  - (1) 納税環境の整備
    - 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
    - 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
    - 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。
  - (2) 適正・公平な税務行政の推進
    - 適正・公平な課税を実現するため、
      - イ 関係法令を適正に適用する。
      - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
      - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
    - 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。
- 2 酒類業の健全な発達
  - 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
  - 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。
- 3 税理士業務の適正な運営の確保
  - 税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

### 行 動 規 範

上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

- (1) 任務遂行に当たっての行動規範
  - 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
  - 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
  - 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
  - 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
  - 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。
- (2) 職員の行動規範
  - 納税者に対して誠実に対応する。
  - 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
  - 職務の遂行に必要なとされる専門知識の習得に努める。

### 今 後 の 取 り 組 み

高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

## 国税庁の予算と定員

平成17年度の国税庁予算額は7,157億円で、その大半を人件費が占めています。近年は国税総合管理システム( KSKシステム )をはじめ、IT関連費の比率が高まっていて、特に事務の効率化や納税者サービスの向上に重点を置いています。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台で推移しました。その後、平成元年に消費税が導入されたこと等に伴い定員が増加しましたが、平成9年度をピークに減少し、平成17年度末現在では5万6,185人となっています。

	昭和50年度	平成9年度	平成17年度	(参考) 平成17年度/昭和50年度
予 算(億円)	2,360	6,548	7,157	303.3%
定 員(人)	52,440	57,202	56,185	107.1%
所得税確定申告数(千件)	7,327	20,023	23,181	316.4%
法 人 数(千件)	1,482	2,793	2,949	199.0%
物品税課税場数(千件)	117	—	—	—
消費税課税事業者数(千件)	—	2,521	3,869	—
+ + + (千件)	8,926	25,337	29,999	336.1%

(注1) 法人数は平成17年6月末現在の計数です。

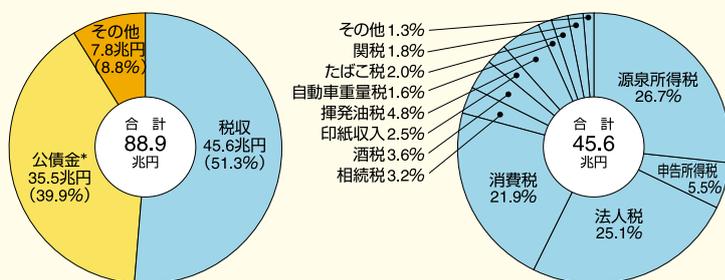
(注2) は消費税課税事業者等届出書提出件数です。

(注3〔参考〕)は、昭和50年度を100とした時の平成17年度の数値です。

## 国の収入と税

### 国の収入(一般会計歳入)

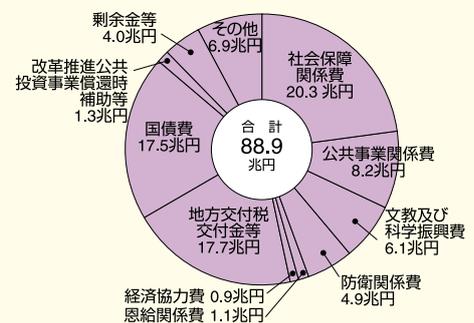
平成16年度一般会計歳入(決算額)



\* 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、すべてが将来返さなければならない借金です。

### 国の歳出

平成16年度歳出(決算)

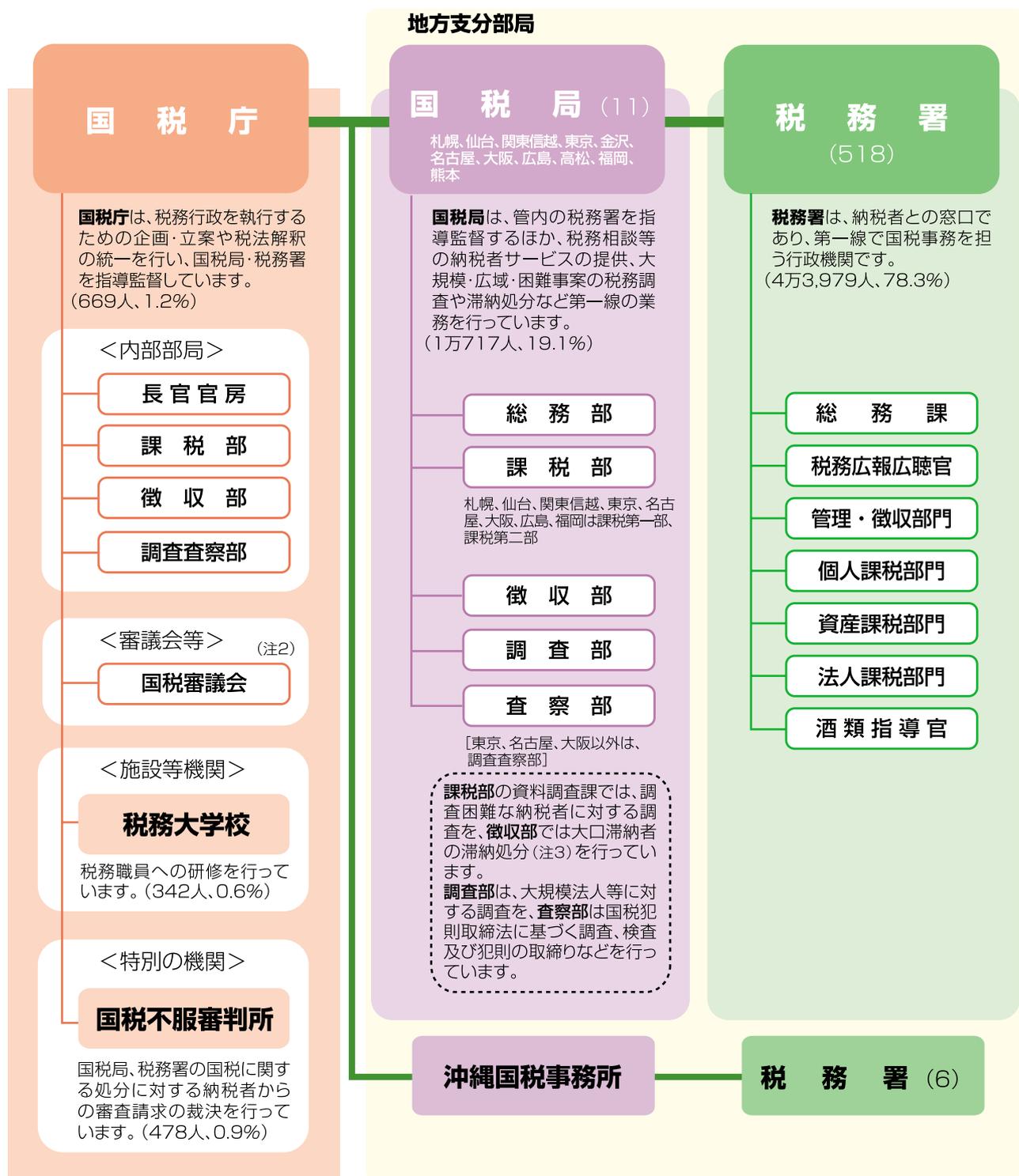


平成16年度の国の収入(一般会計歳入)は年間88兆8,975億円です。そのうち45兆5,890億円が税による収入で、そこから税関や日本郵政公社からの税収・印紙収入分を除くと、国税組織の税収分は40兆3,136億円となります。つまり、国税庁は税による収入のおよそ88%を徴収していることとなります。

また、所得税、法人税、消費税で税収分の約80%を占めています。

# 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局(沖縄国税事務所)があり、全国524の税務署があります(注1)。



(注1) 各部署の人数及び%は、平成17年度の定員数及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。  
 (注2) 国税審議会では、国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官が意見を求めた事項の調査審議、税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議、酒類の表示基準等の制定等を審議しています。  
 (注3) 税金が納期限までに納付されないと、その税金は滞納となります。滞納となった場合には、国税の徴収を図るために納税者の財産を差押さえ、財産の公売や債権の取立てによって金銭に換え(換価)この金銭を税金に充てる(配当)という手続が行われます。この一連の手続が滞納処分です。

# 主要な取組事項

国税庁では、経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展、消費税事業者の免税点引下げや年金課税制度の見直しに伴う申告者の増加などに対応するため、さまざまな取組を行っています。

平成17年度においては、特に、国際化への対応、電子申告等ITを利用した申告・納税の推進や改正消費税法の定着に向けた取組を行いました。

## 1 国際化への対応

### (1) 国際的租税回避等への対応

各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して税負担を免れる国際的租税回避スキームが問題となっています。また、国際的な二重課税の問題に対応する必要性が高まっています。

このような問題に対処するため、国税庁では各国の税務当局とともに国際取引に関する共通の課税ルールの整備に取り組んでいます。また、我が国は、現在、45の租税条約を締結しており、そのうち、44の租税条約に情報交換規定を盛り込んでいます。情報交換の重要性は近年ますます高まっており、我が国もその推進に向けて積極的に取り組んでいます。

具体的には、制度面では、我が国に課税利益がない場合にも相手国の要請に対応するための質問検査権を平成15年度に創設しました。さらに、平成18年度においては、犯則調査目的の情報提供要請に対応するための情報収集手続を整備しました。これらにより、租税条約の相手国からの情報提供要請に我が国がより円滑に対応できることになり、相手国からも積極的な協力を得ることができる環境が整いました。

体制面でも、平成17年7月から国税庁国際業務課に情報交換専任チームを設置し、相手国との協力の緊密化や対応の迅速化を図っています。

このような施策を踏まえ、国税庁は、あらゆる機会を通じて国際取引の実態把握に努め、課税上問題があると認められる場合には、綿密な税務調査を行い、厳正に対処しています。



国際税務行政セミナー(ISTAX)における講義風景

### (2) 開発途上国に対する技術協力

開発途上国における税制及び税務行政を改善・向上させることは、財政基盤の改善を通じてこれらの国の経済発展に貢献することとなります。また、課税ルールについて開発途上国と我が国の税務当局が共通の認識を持つことにより、国際的な課税問題の発生が未然に防止されること、相互協議などが迅速に進展することなどが期待できます。こうしたことから、国税庁は、開発途上国に対する技術協力について積極的に取り組んでいます。最近においては、昭和43年以来実施している国際税務行政セミナー(ISTAX)に加えて、近隣のアジア諸国については、個別に研修を実施するなど、各国の現状や課題に対応したきめ細やかな協力を行っています(詳細については、29ページをご参照ください。)

## 2 電子申告等ITを利用した申告・納税の推進

国税庁では、申告・納税の際の納税者の負担を軽減するため、国税電子申告・納税システム(e-Tax)や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、情報通信技術(IT)の活用を推進しています。

### (1)e-Tax

e-Taxは、所得税や法人税などの申告、全税目の納税及び各種申請・届出など国税に関する手続きについて、インターネット等を利用して電子的に手続きを行うことができるシステムです。平成18年1月からは、e-Taxの利用開始届出手続をオンラインでも行えるように改善しました。

今後、e-Taxのより一層の普及拡大に向けて、幅広い広報・周知に努めるとともに、利用者の視点に立った機能や運用の改善を図り、さらなる利用者利便の向上に努めます(詳細については、17ページをご参照ください。)

### (2)確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナーは、国税庁ホームページで、申告書や決算書等を作成できるシステムです。平成17年分の確定申告期には、納税者から寄せられたご意見やご要望を受けて、カラープリンタのほか、モノクロプリンタにより出力した確定申告書等でもそ

のまま税務署に提出できるように改善しました。また、ご自宅等にパソコンがない方でも税務署でご利用いただけるよう機器の整備を行いました(詳細については、18ページをご参照ください。)

## 3 改正消費税法の定着に向けた取組

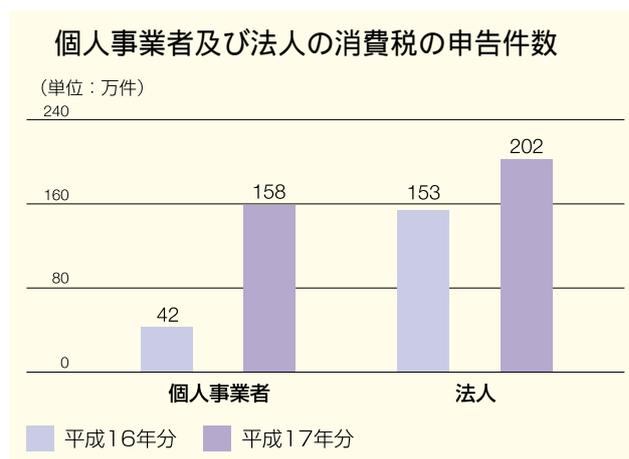
消費税法の改正により、平成17年分の確定申告期は新たに課税事業者となる方が大幅に増加すると見込まれたことから、国税庁では、この対応を平成17年度の最重点課題の一つと位置付け、制度の円滑な定着に向けて広報、相談、指導といった各種施策を重層的に実施しました。

具体的には、改正直後から、新たに課税事業者となる方々に、まずは消費税法の改正内容を知っていただくとともに、記帳や書類の保存を適正に行っていたり、各種媒体を活用した広報、説明会の開催などを行ってきました。さらに、平成17年度においては、申告と納税を適正に行っていたり、確定申告説明会の開催、納税資金の積立や振替納税の利用勧奨など、各種施策のきめ細やかな実施に努めてきました。

これらの取組により、新規課税事業者として見込んだ122万人のうち96%超の方が申告を行うなど、

平成17年分の確定申告期はおおむね順調に終了することができました。

なお、平成17年分全体でみると、消費税にかかる個人事業者の申告件数については約158万件、法人の申告件数については約202万件<sup>1</sup>となっており、これらを平成16年分の申告件数と比較すると、個人事業者は約116万件、法人は約49万件増加しています。



<sup>1</sup> 法人の対象期間は、3月決算～翌年2月決算で集計しています(平成17年分の件数については、平成18年5月30日現在の速報値)。

# 申告納税制度

申告納税制度を支える二つの柱、  
「納税者サービス」と「適正・公平な税務行政の推進」

国の税金は、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付する申告納税制度を採用しています。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的です。

国税においても、戦前は賦課課税制度が採られ、税務官署が所得を査定し税額を納税者に告知していました。しかし、昭和22年に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後、ほとんどすべての国税に適用されるようになりました。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、法律に定められた納税義務を自発的にかつ適正に履行すること（コンプライアンス 法令遵守）が必要です。そこで国税庁は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義や税法の知識、手続についての広報活動や租税教育、税務相談、確定申告における利便性の向上など、さまざまな納税者サービスの充実に努めています。

また、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと導いたりするためには、的確な指導と調査の実施が必要です。さらに、国税が期限までに納付されない場合には、自主的な納付を促したり、滞納処分を実施するなど、確実な税金の徴収を図ることが必要です。このため国税庁では、是正が必要な納税者に対する的確な指導や調査を実施するとともに、納税者の個々の実情も踏まえた上で厳正な滞納処分を実施しており、適正かつ公平な課税が実現するよう、適正・公平な税務行政の推進に努めています。



合同会場における確定申告の様子

# 1 広報・相談・情報提供

納税者に、自発的かつ適正に納税していただくためには、あらゆる機会を通じて、納税の義務をご理解いただくことが何よりも重要です。また、税に関する情報を提供したり、税に関する疑問に回答したりすることも大切であると考えています。

このため、納税者が知りたい情報をいつでも必要な時に入手でき、その内容も納税者の視点に立った分かりやすい表現にするとともに、納税者の意見を反映させ、統一的な広報を行うといった目標を立て、実施しています。

具体的には、納税者だけでなく広く国民各層に対して、税の意義や役割、税の仕組み等さまざまな情報を、各種の説明会やテレビ、新聞のほか、税務署や市町村の窓口に着用したパンフレットといった、各種広報媒体を通して提供しています。

特に、国税庁ホームページにおいては、国税庁の活動内容の紹介のほか、申告・納税手続の方法や質疑応答事例など、納税者に役立つ情報の提供に努めています。

## 国税庁ホームページ(トップページ)



(平成18年5月現在)

### 国税庁ホームページの主な掲載事項

【国税庁について】  
・国税庁紹介

【活動報告・発表資料】  
・報道発表資料  
・統計情報  
・国税庁の実績の評価

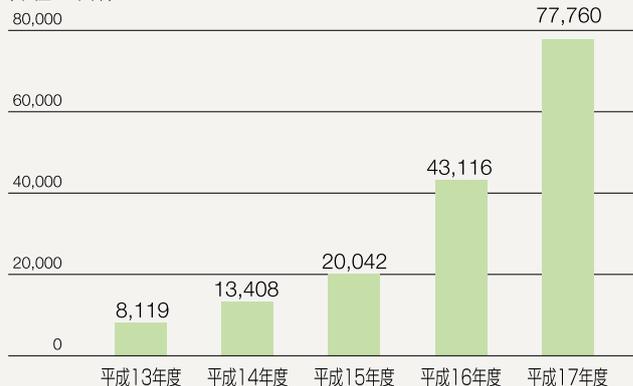
【申告・手続の方法】  
・確定申告等情報  
・税務手続の案内  
・納税手続及び納税証明書関係  
・e-Tax

【税について調べる】  
・タックスアンサー  
・質疑応答事例  
・法令解釈通達

【その他の情報】  
・申告・相談に関するお知らせ  
・新着情報・メールマガジン配信サービス

### 国税庁ホームページのアクセス件数の推移

(単位：千件)



## (1) 租税教育

将来の日本を支える児童・生徒に対して、税金や納税の意味、役割などについて知識を深めてもらうため、学校教育の授業の中に租税教育が組み込まれるよう教育関係者に働きかけています。

具体的には、国、地方公共団体、教育関係者からなる租税教育推進協議会などを設置し、租税教室の開催や租税教育用副教材等を作成・配付することにより、租税教育を推進しています。また、税務署見学

や税の体験学習を希望する学校のために、租税教育専用の常設施設を一部の税務署に設置しています。例えば、東京上野税務署にある「タックス スペースU ENO（税の体験学習コーナー）」では、児童・生徒が自ら税に関する課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育てる場を設けています。なお、租税教室が開かれていない時には、どなたでも見学することができます。

## (2) 説明会

国税庁は、税制改正の内容などを納税者に伝えて、理解を深めていただくための説明会を開催しています。

具体的には、税に関する手続を行う上で必要な情報が、必要な時期に提供できるよう、全国の税務署において、確定申告や青色申告を行う納税者が決算書を作成するための説明会、源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、税に関する情

報提供を行うためのさまざまな説明会を適時に開催しています。

### 各種説明会の開催回数・参加人員

(平成17年度上半期)

	各種説明会	うち 改正消費税法説明会
開催回数(回)	21,647	6,184
参加人員(千人)	1,172	149

## (3) 路線価図等のインターネット閲覧

相続等により取得した財産の価額は、相続税法第22条の規定により「時価」により評価することとされていますが、申告に当たり納税者が自分で時価を把握することは必ずしも容易ではありません。そこで、納税者の申告等の便宜を図るとともに、課税の公平を担保する観点から、国税局及び沖縄国税事務所では毎年8月頃、土地の評価の基準となる路線価図と評価倍率表を公開しています。

国税庁では、路線価図等を自宅や勤め先等でいつでもインターネットで閲覧できるよう、国税庁ホームページに全国の路線価図や評価倍率表を掲載しています。

この路線価図等のインターネット閲覧は、平成13年10月から開始し、以後、アクセス件数は年々増加しています。

### 路線価図等のインターネット閲覧の利用件数

アクセス件数  
(単位：千件)



#### (4) 税務相談室における税務相談

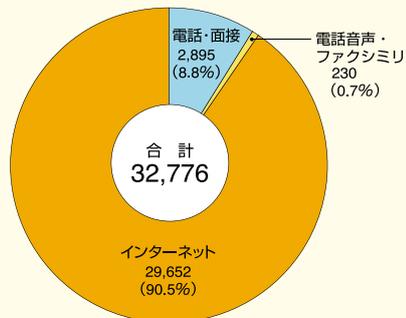
国税庁は、納税者の税に関する疑問・相談に答えるため、税務全般について経験豊かな税務相談官などを全国の税務相談室に配置して、電話や面接により税務相談に対応しています。東京、名古屋、大阪の各国税局の税務相談室には、外国人のための英語による税務相談窓口を設けています。

また、インターネット、電話音声、ファクシミリによる情報提供「タックスアンサー(よくある質問)」も行っています。具体的な利用方法や電話音声・ファクシミリの電話番号、掲載情報(コード)を一覧表として示したコード表は、お近くの税務署・市区町村の窓口などで入手できます。

さらに、現在、税務相談室や税務署がそれぞれ個

別に対応している電話相談について、電話相談センターで集中処理することにより、回答までの待ち時間の短縮など納税者利便の向上を図ることとしています。

税務相談室における税務相談の状況  
平成17年度(単位:千件)



#### (5) 事前照会への回答

国税庁は、法令解釈通達の公表や税務相談室における税務相談などを通じて、一般的な税法の解釈・取扱いについての情報を提供しています。

また、納税者が実際に行う取引等に係る税法の具体的な適用が不明な場合は、税務署などで事前照会に応じています。このうち、文書による回答を求める旨の申出があった場合には、その取引について

の税法上の取扱いが、これまでに法令解釈通達などにより明らかにされていないことなど、一定の要件の下に、文書により回答を行うとともに、他の納税者の予測可能性の向上に役立つよう、その照会及び回答の内容等を公表しています。

なお、平成17年度の文書による回答を求める照会件数は、113件となっています。

## 認定NPO法人制度への対応

少子・高齢化、社会の多様化が進展する中、NPO法人(特定非営利活動法人)等による民間非営利活動の役割がますます高まっています。こうした状況の下、NPO法人の活動資金を外部から受け入れやすくしてNPO法人の活動を支援することを目的に、平成13年度の税制改正でNPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたNPO法人(認定NPO法人)に対して行った寄附について、寄附金控除等の対象とする税制上の特例措置が創設されました。

その後、平成14年度、平成15年度及び平成17年度の税制改正で認定要件の緩和等が行われてきましたが、NPO法人を取り巻く状況にかんがみ、平成18年度の税制改正でもさらなる認定要件等の緩和が行われたところです。

国税庁では、当該特例措置の適正かつ円滑な執行を図るため、申請手続や認定要件を解説した手引やパンフレットの配布及び認定NPO法人名簿等の国税庁ホームページへの掲載を行うとともに、全国の国税局及び沖縄国税事務所に申請に関する相談窓口を設置しています。

## 2 確定申告における利便性の向上

平成17年分の所得税の確定申告を行った申告者数は2,318万人となり、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。特に、還付申告者数は、1,000万人を超え、確定申告の半数以上を占めています。

国税庁は、所得税の申告者数の増加、多様化に対応して、納税者の満足度を高めるため、申告に関連するコストをできるだけ小さくするとともに、従来にない良質なサービスを提供するように工夫しています。

### (1) 自書申告の推進

自書申告とは、納税者が自ら申告書を記入、作成して、税務署に提出することです。申告納税制度の原則からいっても、納税者が税の仕組みを理解し、自ら納税することは非常に重要であり、申告相談などの際にも自書申告を推進しています。自書申告を一層定着させるため、平成13年分の確定申告から申告書の様式を全面的に改訂し、記載事項を簡素化しました。

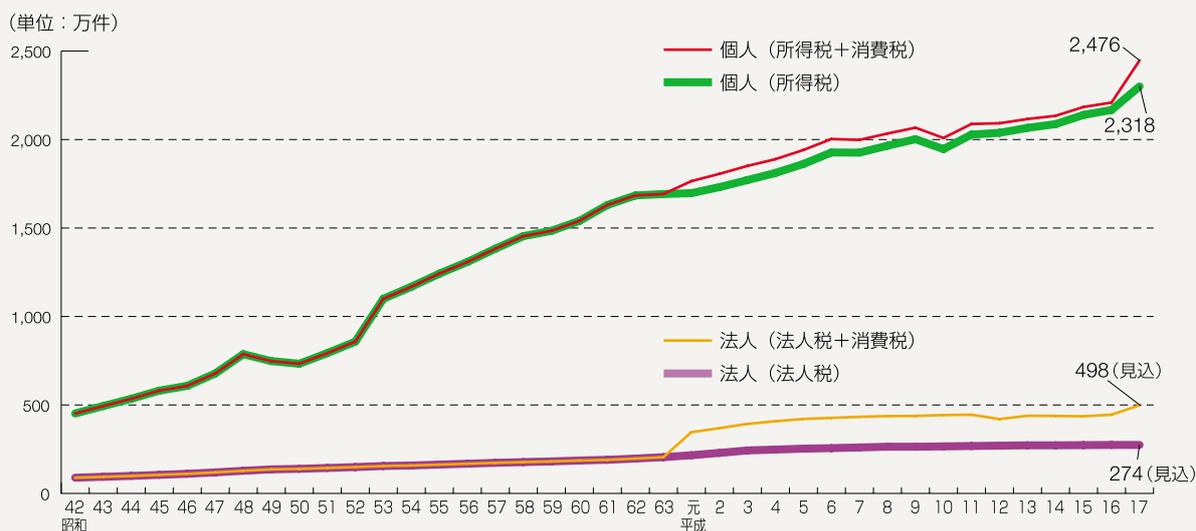
今後、確定申告の件数がさらに増加することが見

込まれていますが、より多くの納税者が自発的かつ適正に確定申告を行えるよう、e-Taxや国税庁ホームページ上の確定申告書等作成コーナーなど、自書申告を容易にするためのさまざまな工夫を積極的に行うこととしています。また、申告相談の必要な納税者には、より満足度を高めていただけるよう努めるとともに、限られた定員で申告事務を効率的に処理することが重要であると考えています。

## 確定申告件数の増加

平成15年度の税制改正により、消費税の事業者免税点の引下げ、年金課税の見直し等が行われました。これらの改正等により平成17年分の確定申告では所得税申告が対前年比107.0%、個人事業者の消費税申告が対前年比378.6%増加しました。

### 個人、法人申告件数の推移



## (2) 閉庁日における申告相談等の実施

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、平成15年分の確定申告期から、2月の日曜日に2回、確定申告の相談・申告書の受付などを実施しています。

平成17年分の確定申告期においては、前年の実績等も踏まえつつ、効率的な実施の観点や地域バランス等を考慮して対象署の見直し等を行い、2月の日曜日に2回、一部の税務署のほか合同会場や広域センターで、確定申告の相談・申告書の受付などを行

いました。

今回の2日間のアンケートの結果、サラリーマンを中心に医療費控除、住宅ローン控除などの相談が多く、利用された納税者からは好意的な声を寄せていただき、高い評価を受けています。

今後の対応については、平成17年分の実績を十分検討して、平成18年分の確定申告期までに公表したいと考えています。

## 還付申告・更正の請求

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が年間の所得について計算した税金の額より多いときには、還付申告をすることによって、納め過ぎた税金が戻ってきます<sup>1</sup>。

また、計算に誤りがあったために納税額を過大に申告した場合など、既に行った申告について、税額が多すぎた場合や還付金が少なかった場合には、更正の請求<sup>2</sup>をすることができます。

国税庁では還付申告や更正の請求に対し、関係法令を適正に適用し、適正かつ迅速な処理に努めています。

## 災害などにあった場合

- (1) 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、所轄の税務署長に期限の延長を申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- (2) 地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
- (3) 災害などにより、財産に相当の損失を受けた場合及び国税を一時に納付することが困難となった場合には、税務署長に申請し、その許可を得ることにより、納付の期限を一定期間延長できる納税の猶予を受けることができます。

## 地方税当局との協力

地方税の中には、対象となる納税者や税の仕組みが国税と共通しているものがあることから、納税者の申告手続の簡略化を図るために、制度面や執行面において、国税(当局)と地方税(当局)の間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面では、所得税の申告をした納税者は、地方税である個人事業税や個人住民税の申告をしなくても済みます。また、消費税と地方消費税の申告等も同一の手続で行うことができます。執行面では、多くの市区町村で所得税の申告の相談などを行っています。このほか、国税当局と地方税当局が共同して、申告説明会の開催や税務広報を実施しています。こうした執行面の相互協力は、国税当局と都道府県・市区町村の各地方税当局との協議に基づいて実施しています。

1 一定の要件に該当する場合には、還付加算金が加算されます。

2 更正の請求は、誤りの内容を記載した更正の請求書を税務署に提出することにより行います。

## 3 e-Tax等のIT化への取組

国税庁では、申告納税制度が円滑に機能するように、国税電子申告・納税システム(e-Tax)や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などITを活用した申告・納税を推進することにより、納税者の負担の軽減に努めています。

また、税務行政の簡素化・効率化、税務調査・滞納整理の一層の充実のため、ITの活用と併せ、IT化に対応した事務の見直しや事務のアウトソーシング化を推進することにより、国税関係業務・システムの最適化を図ることとしています。

### (1) ITを活用した納税者利便の向上

#### e-Tax

e-Taxは、これまで書面で行われていた所得税や法人税などの申告や青色申告の承認申請、納税地の異動届出等の申請・届出等手続について、インターネットを通じて手続が行えるものです。また、納税については、税務署や金融機関の窓口で行うこととなっていました。e-Taxでは、ペイジー(Pay-easy)対応のATMやインターネットバンキングなどを利用して納税が行えるようになりました。

納税者は、e-Taxを利用することにより、税務署や金融機関の窓口に行くことなく自宅やオフィスから申告や納税などの手続を行うことが可能であり、さらにe-Taxに対応した財務会計ソフトを利用すると、会計処理や申告等データの作成から提出までの一連の作業を電子的に行えるため事務の省力化やペーパーレス化につながります。

平成18年1月からは、e-Taxの利用開始届出手続をオンラインで行えるようにするとともに、開始届出書を提出する際に添付していただいていた本人確認書

類を不要としました。

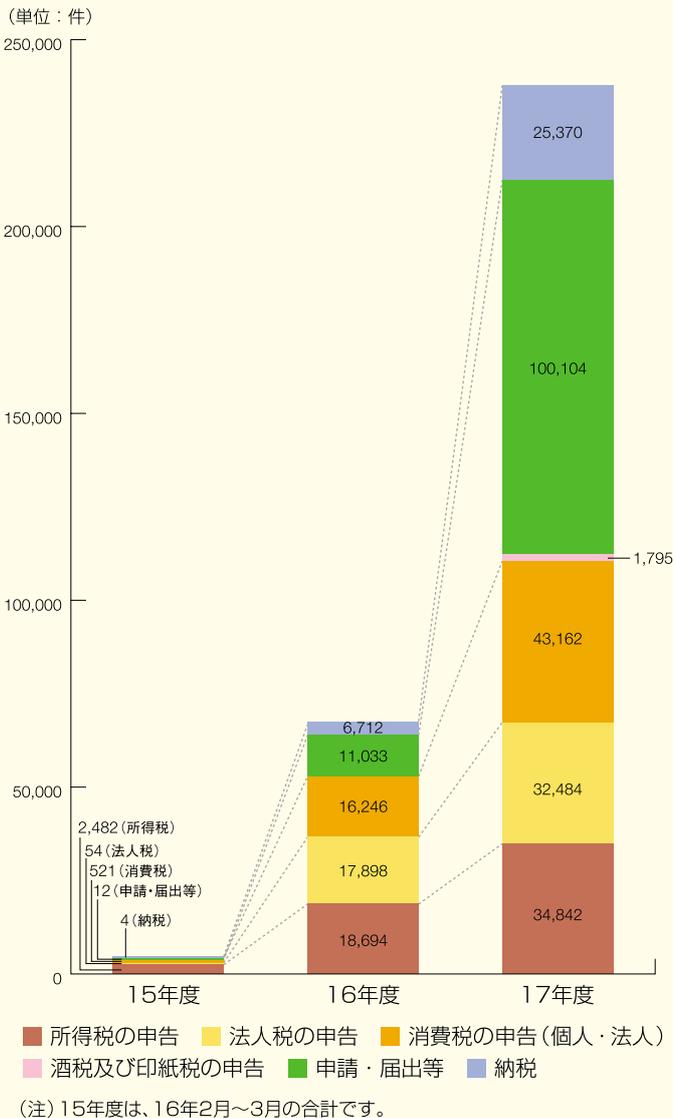
また、e-Taxの利用が集中する所得税の確定申告期間中は、受付時間を23時まで(通常期は21時まで)拡大し、さらに土・日曜日にも受付を行うこととしました。

これまで、多くの納税者からe-Taxの利用に関するアンケート等を通じて、さまざまなご意見・ご要望をいただいております。今後、利用者利便の向上を図るため、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画(平成18年3月公表)」に基づき、第三者作成の添付書類のオンライン化、e-Taxソフトのダウンロード方式による配信、早期還付によるインセンティブ措置、確定申告期における24時間受付、さらに一部電子署名の省略などの機能及び運用の改善に取り組み、公的個人認証サービスなど認証基盤の普及拡大に併せ、より多くの納税者に利用していただけるシステムにしていきたいと考えています(e-Taxの利用方法については、52ページをご参照ください。)

1 ペイジーとは、これまで金融機関やコンビニの窓口で支払っていた公共料金等を、金融機関のATMやインターネットバンキングから支払うことができる決済サービスです。

2 「オンライン利用促進のための行動計画」は、「今後の行政改革の方針(平成16年12月24日閣議決定)」「IT政策パッケージ2005(平成17年2月24日IT戦略本部決定)」等により、年間申請件数10万件以上の手続等をオンライン利用促進対象手続として、行動計画を策定し、公表したものです。

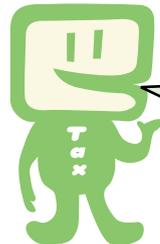
## e-Taxを利用した申告等件数の推移



e-Tax広報用チラシ

## オリジナルキャラクター「イータ君」

国税庁では、e-Taxのイメージの定着のために世代や性別にかかわらず、e-Taxの手軽さや便利さを伝えることのできるシンプルで親しみやすいオリジナルキャラクターとして「イータ君」を採用しました。「イータ君」の名称は、e-Tax(イータックス)からとったものであり、デザインはe-Taxの「e」とパソコンの「モニター」の画面をモチーフにしたものとなっています。



## 確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナーは、パソコンの画面上に示された手順に従って入力すれば、所得金額や税額が自動的に計算され、申告書等が容易に作成できます。パソコンに接続したプリンタで印刷すると、申告書等としてそのまま税務署に提出できます。

なお、作成した申告書等は郵送等により提出することができますし、また、作成した申告書等データをe-Taxに引き継いで電子申告をすることもできます。

平成14年分の確定申告期に導入して以来、アクセ

ス件数は年々増加しており、平成17年分の確定申告期では、約1,459万件となりました。

このシステムは、自宅での申告書作成の促進やe-Taxのより一層の普及拡大にもつながるものと考えられます。

確定申告書等作成コーナーがさらに使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるシステムにしていきたいと考えています。

## 確定申告書等作成コーナーのアクセス件数 (平成14年分～平成17年分までの推移)



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面

### タッチパネル

税務署に設置しているタッチパネル方式による自動申告書作成機は、銀行のATMのように画面上の表

示に従ってパネルに触れていけば、簡単に申告書が作成できるものです。

## (2) 国税関係業務・システムの見直し

国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、政府全体の取組として、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定されました。これは、IT化の一層の推進により効率化を図る観点から、システムに関連する業務の見直しを行うとともに各システムを見直し、業務・システムの双方の最適化を図るものです。

国税庁においても、これに基づき、業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化、IT活用による納税者利便性の向上等、IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化、システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保及びシステム関係経費の削減及び調達の実績の透明性の

確保を図ることを基本理念として、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」を策定・公表しました。具体的には、内部事務の一元化、事務の簡素化、事務の集中化、アウトソーシング化の推進、e-Taxの機能・運用の改善、納税者窓口関係事務の一本化(ワンストップサービス)の推進、段階的なオープンシステム化の推進などを行うこととしています。

これにより、行政運営の簡素化、業務効率の向上を図るとともに、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現という国税庁の任務を的確に果たすため、税務調査や滞納整理の一層の充実を図り、納税者のコンプライアンス向上を目指すこととしています。

## 4 適正・公平な税務行政の推進

国税庁は、適正かつ公平な課税の観点から、税金の申告・納付に関する的確な指導を行い、特に不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、さまざまな角度から厳正な調査を実施するよう努めています。

具体的には、国税総合管理システム( KSKシステム )を活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容などを、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象を選定しています。

### (1) 的確な指導の実施

国税庁は、申告が正しく行われているか、行った申告の内容が適切かどうかなど、資料情報などに基づいて点検を行っています。その結果、申告していないことや申告内容に誤りがあることが分かった場合には、電話や文書で修正申告などを求めます。こ

れらに応じていただけない場合は、税務署長の権限により、更正<sup>1</sup>や決定<sup>2</sup>を行っています。

このような納税者との簡易な接触件数は、個人課税部門では年間約55万件(平成16年度)に及んでいます。

### (2) 悪質な納税者に対する厳正な対応

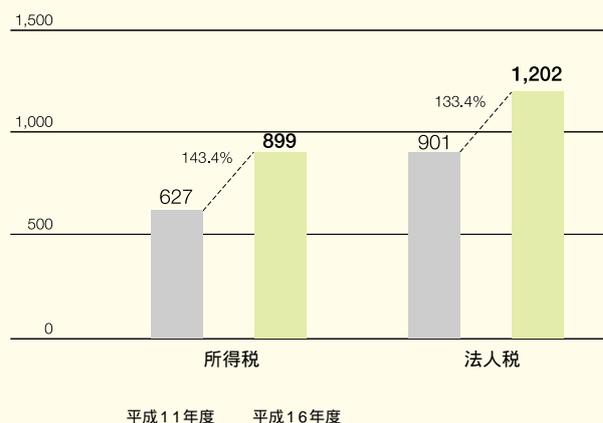
申告納税制度を円滑に実施していくため、国税庁には税務調査を行う権限が与えられています。税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるものです。特に悪質な納税者に対する税務調査には日数を十分かけるなど重点的に取り組んでいます。

実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成16年度の申告所得税については899万円、法人税については1,202万円となっており、これを平成11年度の実績と比較すると、実地調査1件当たりの申告漏れ所得は増加傾向にあります。

このような調査実績を踏まえると、できるだけ調査件数を確保していくことが適正・公平な課税のために不可欠であると考えられます。申告が適正でないと思われる納税者を的確に選定し、調査することにより、悪質な納税者等に絶えず監視の目を光らせ

#### 実地調査で把握した申告所得税・法人税の1件当たり申告漏れ所得金額

(単位:万円)



ることは、善良な納税者の納税意欲を高め、広い意味で納税者に対するサービスにつながるものと考えています。

1 「更正」とは、申告などにより既に確定している税額などが過大又は過少である時に、国税庁がその内容を変更するために行う手続をいいます。

2 「決定」とは、申告書を提出しなければならない者が、提出期限までに申告書を提出していないため、国税庁がその税額などを確定させるために行う手続をいいます。

## 税務調査について

国税庁においては、適正かつ公平な課税を実現するため、納税者への適切な対応や納税者情報の厳正な管理等、さまざまな取組を行い、円滑な調査の実施に努めています。

### (1) 調査の事前通知

調査に際しては、納税者の都合を伺うため、原則として、調査日時などをあらかじめ電話により通知しています。ただし、ありのままの事業実態等の確認を行う必要がある場合には、事前に通知は行っていません。

なお、事前通知は、所得税の調査で約8割、法人税の調査で約9割について実施しています。

### (2) 調査の進め方

税務調査のため、職員が納税者の住居や事務所に伺う際には、写真入りの身分証明書などを提示して職員の身分と氏名を明らかにしています。その際、調査担当者に日々の取引を記帳している帳簿書類などを提示していただき、申告内容や帳簿書類などに関する質問に対して正確に説明していただければ、税務調査は迅速かつ円滑に進みます。

また、調査を開始した場合は、納税者にかかる負担を少なくするため、できるだけ迅速に進めるよう努めています。

税務調査は、原則として、納税者本人の立会いの下に行います。

なお、納税者は、税務代理を委嘱した税理士を税務調査に立ち合わせることができます。

### (3) 調査終了後の対応

税務調査において申告内容に誤りが認められた場合は、納税者に申告の誤りの内容と納付すべき税額を説明し、修正申告や期限後申告を勧めています。修正申告等をした場合、その修正申告等に係る異議申立てや審査請求(35ページをご参照ください。)をすることはできません。また、納付すべき税額のほかに延滞税がかかる場合があります。さらに過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。修正申告等を勧める際には、「修正申告等について」という書面を用いて、これらのことについて説明を行っています。

なお、納税者が修正申告等の勧めに応じない場合には、税務署長が更正等を行い、納税者のもとに更正通知書や決定通知書を送付しています。

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められなかった場合、次のような対応をとっています。

修正申告等には至らないが、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録、保存に関して指導事項がある時には、その内容について説明を行っています。また、税務調査が終了したことを明確に伝えています。

申告内容に誤りが認められず、かつ、指導事項もない時には、納税者に対して、「調査結果についてのお知らせ」という書面を送付しています。

## 情報の厳正な管理

税金の計算においては、収入や売上、経費の支払いなど納税者のプライバシーに触れる情報が必要となります。また、税務調査では、取引先に関する情報なども必要となる場合があります。こうした納税者のプライバシーや情報が簡単に漏れるようでは、納税者の国税庁への協力は期待できなくなり、円滑な調査に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は3万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)が課されることとなっています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する研修を行っています。また、お話をうかがう場所についても、プライバシーを配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

なお、平成17年4月1日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等が施行されたことを踏まえ、国税庁の保有する納税者情報の厳正な管理についても一層の徹底を行っています。

## 加算税の取扱い及び延滞税の免除

適正な申告や納税を確保するため、期限内に正しい申告や納付をしていない場合、延滞税がかかる場合があります。さらに、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税のいずれかがかかる場合があります。

延滞税	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年4.1% (平成18年の場合) 金融情勢により変動することがあります。
	納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年14.6%

加算税	期限内の申告の有無等	通常の場合	仮装等があった場合
	期限内に申告したが税額が少なかった場合	過少申告加算税 (10%又は15%)	重加算税(35%)
	期限内の申告がない場合	無申告加算税(15%) <sup>注</sup>	重加算税(40%)

(注)平成19年1月1日以後に法定申告期限が到来するものは、15%又は20%となります。

なお、納税者に帰すべき事由のない、正当な理由があると認められる場合は、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税は課されません。

また、災害による納税の猶予を受けた場合や国税職員の誤った申告指導などによって、納税者が申告又は納付することができなかったなど一定の要件に該当する場合には、延滞税の全部又は一部を免除しています。

国税庁では、こうした加算税等が課されない場合の取扱いを定め、国税庁ホームページで公表しています<sup>1</sup>。

### (3) 資料情報

国税庁は、現在、年間1億5,800万件程度の資料情報を収集し、これらの情報と申告に係るデータをあわせて一元的にKSKシステムで管理し、的確な指導や税務調査に活用しています。

近年の経済取引の広域化、国際化、IT化などに対応するため、新しい取引形態に関する資料情報を積極的に収集しています。例えば、国際化の進展に

伴う海外の企業等との取引の増加に対応し、海外の税務当局との間で情報交換を積極的に行い、海外取引に係る申告内容の点検に活用しています。

また、裏取引や架空取引などを裏付ける情報や、個人や法人間の取引などに関する個別情報などは、調査等に役立てています。

1 国税庁ホームページにおける掲載箇所は以下のとおりです。

・加算税：<http://www.nta.go.jp> 「税について調べる」「通達等目次」「事務運営指針」「申告所得税関係」の「申告所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて(事務運営指針(平成12年7月3日))」「申告所得税の重加算税の取扱いについて(事務運営指針(平成12年7月3日))(申告所得税関係の場合)」  
 ・延滞税：<http://www.nta.go.jp> 「税について調べる」「通達等目次」「法令解釈通達」「徴収関係」「国税通則法」「目次」の「第63条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除」をご覧ください。

#### (4) 広域的に事業展開する企業グループへの対応

企業は子会社や支店等を設立することによって幅広く事業展開を図っており、国税庁としては税務調査をどのように行うのか、が課題となっています。

企業グループを調査する場合、まず、グループの全貌を把握した上で、グループ間取引を利用して不正な税務処理等が行われていないか、十分な実態把握を行うことが非常に重要です。海外に設立された子会社等に関しては、国際課税上の問題を検討することが必要になってきます。また、子会社等の実態を十分に把握するためには、現地の経済情勢や地域とのつながりなども貴重な情報になります。

平成14年8月から連結納税制度が導入されましたが、連結申告を行っている法人グループも企業グル

ープの一形態であり、こうしたグループ間取引の実態把握の必要性や現地情報の重要性などは基本的に同じです。

広域的に事業展開する企業グループや連結グループの調査に当たっては、親法人と調査必要度の高い子法人等について、全国の国税局・税務署のネットワークを活用して、緊密な連絡・調整を図りながら、全国規模で連携した調査を行うなどの対応をとっています。

企業の事業展開の広域化は、国際化やIT化と並んで近年著しく進展しています。国税庁は、今後とも、企業グループや連結グループに対する調査を重要な課題の一つとして対応していきたいと考えています。

## 連結納税制度

我が国の企業の経営環境が大きく変化する中で、企業の競争力を確保し、企業活力が十分発揮できるよう商法等において柔軟な企業再編を可能とするための法制等の整備が進められてきました。法人税法でも、平成13年度の税制改正で会社分割・合併等に関する税制の整備が行われました。さらに、企業がグループとしての事業活動を展開し、企業開示が連結財務諸表を中心として行われる中で、平成14年度の税制改正で、連結納税制度が創設されました。

平成14年8月から導入された連結納税制度は、企業グループをあたかも一つの法人として捉えて法人税を課税する新たな制度です。国税庁は、承認申請や連結申告などが適正に行われるように、事前照会への対応、承認申請の審査に係る事務処理体制を整備しています。また、連結グループに対する調査に当たっては、親法人所轄部署と子法人所轄部署の間で緊密な連絡、協調体制を確立して一体的な調査に努め、平成16年度においては87グループに調査を実施しました。

### 連結納税に係る承認申請の推移

(申請件数等累計)



### 連結納税に関する申告状況

(平成16年度)

連結申告の状況	申告件数	331件
	黒字申告割合	25.1%
	申告所得金額	2,848億円
参考	個別所得金額	13,501億円

## (5) 電子商取引への対応

通信手段の高度化や通信料の低減によりインターネットの利用が急増し、仮想商店街、ネットオークションなどインターネットを通じた取引が広く行われるようになってきました。

国税庁は、このような電子商取引の取引自体に関する情報収集と取引当事者の把握に努めるため、全国の国税局に「電子商取引専門調査チーム」を設置

しています。このチームは電子商取引事業者等に対する情報収集を専門的かつ横断的に行い、収集した資料に基づいて税務調査を行ったり、調査手法等の開発や蓄積に取り組むとともに、各国税局・税務署の職員に対して、収集した資料や各種の調査手法等に関する情報を提供しています。

## (6) 査察

一般の税務調査とは別に、不正な手段を使って故意に税を免れた納税者には、正しい税を課すほかに、反社会的行為に対して刑事責任を追及するため、任意調査だけではその実態が把握できない場合は、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づき検察官に告発し、公訴することを求めます。これを査察制度といいます。査察制度は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、申告納税制度を守る最後の砦として、重要な使命を担っています。

近年、経済取引の広域化、国際化、高度情報化などによって、脱税手段が複雑・多様化していますが、資料情報の充実・強化、効率的な調査展開などにより、大口で悪質な脱税者に対して、積極的な立件・告発に努めています。

平成17年度においては、217件の査察調査に着手し、150件を検察官に告発しました。脱税総額は約274億円、告発事件1件当たりの脱税総額は1億5,300万円となっています。

脱税の手口としては、売上を故意に隠したり、原価を不当に高く計上したりといったものが目立っていました。

また、海外取引に関連した脱税、消費税についての脱税、無申告の脱税事例なども見られました。

なお、平成17年中に一審判決が言い渡された事件は156件で、すべての事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は15.9か月、罰金額は約2,500万円となっています。執行猶予の付かない実刑判決は7件出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

### 査察調査の状況

年度	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
16	210件	213件	152件	28,224百万円 (24,680百万円)	133百万円 (162百万円)
17	217件	214件	150件	27,416百万円 (22,960百万円)	128百万円 (153百万円)

(注) 脱税額には、加算税を含みます。

### 査察事件の判決の状況

年分	判決件数	有罪件数	有罪率	実刑判決人数	1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当たり 罰金額
16	171件	171件	100.0%	11人	111百万円	15.2か月	27百万円
17	156件	156件	100.0%	7人	100百万円	15.9か月	25百万円

(注1) 実刑判決人数及び - は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

(注2) 犯則税額は、偽りその他不正の行為により免れた税額をいいます。

## 5 確実な税金の納付

### (1) 自主納付態勢の確立

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成15年度は、税務署に申告された国税等の課税額(徴収決定済額)約44兆7,600億円に対し、年度内に納められた税金は約44兆3,300億円であり、その収納割合は99.0%でした(なお、滞納整理等の実施により、平成16年度末までには、その収納割合は99.5%に達しています。)

国税は、納税者が自ら申告し、その税額を自ら納付書に書き入れて申告期限までに納付することになっています。したがって、誤って納付期限を過ぎてしまうことがないように広報に努めるほか、継続的に申告・納付を行う個人事業者には、預貯金口座からの振替納税が利用できることを案内しています。平成16年からは、e-Taxによって自宅や事務所で国税の納付手続きができるようにするなど、納税者サービスの向上に努めています。

### (2) 滞納圧縮への取組

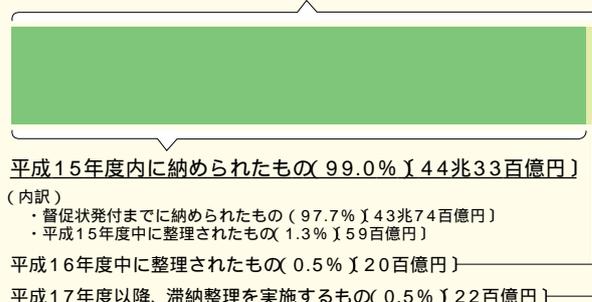
滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたことをいいます。平成16年度末時点の滞納税額は約1兆8,673億円となっています。

滞納を放置することは、納期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間に不公平をもたらすし、申告納税制度が目指す自主申告・自主納付という原則を揺るがしかねないことから、納税者の個々の実情も踏まえた上で、厳正・的確な滞納処分に努めています。

国税が納期限までに納付されず、督促状による督促を行い、さらに、必要に応じて文書や電話等により納付を促しても、なお納付されないときは、財産の差押え等を行います。しかし、納税者が災害や病気、又は経済的事情による休業等、一時的に納付が困難な場合には、納税を緩和する措置として、分割

### 国税の滞納整理状況

平成15年度  
徴収決定済額(100.0%) [44兆76百億円]



また、前回、納期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限内納付を呼び掛けたり、誤って期限を過ぎてしまった納税者等には、督促前に電話で連絡するなど、滞納の未然防止に努めています。

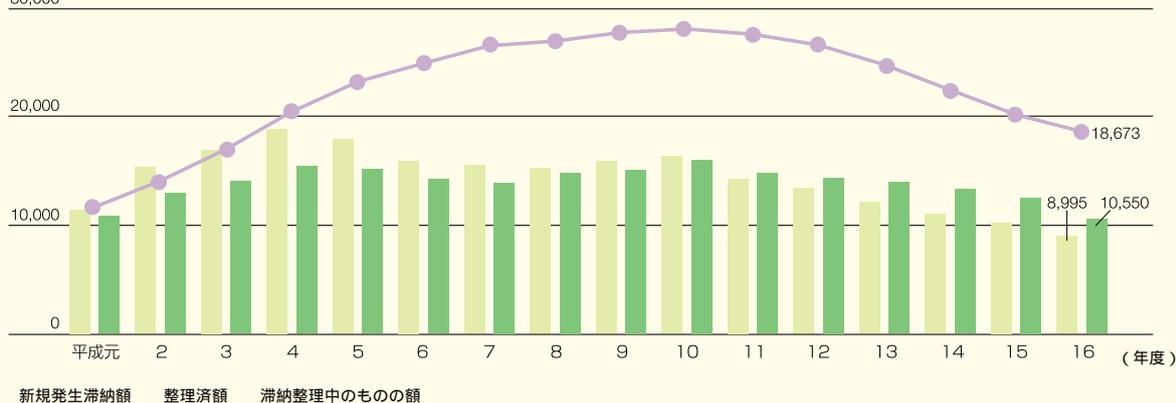
での納付を認めるなど、納税者の実情に即した対応を行います。

国税庁は、平成11年以降、滞納の圧縮を当面の最重要課題の一つと位置付け、組織を挙げて滞納発生 of 未然防止に取り組むとともに、滞納整理に当たっては、預り金的性格を有する消費税の滞納と大口・悪質な滞納に対して優先的・重点的な取組を行い、また、新規に発生した滞納事案については、納税コールセンターを活用するなど、効率的に整理促進を図っています。その結果、年度末時点の滞納税額は、平成11年度以降6年連続減少しています。

また、滞納処分の執行を免れる目的で、財産を隠ぺいしたり処分するなどの特に悪質な滞納者については、捜査当局に対し、国税徴収法第187条の滞納処分免脱罪による告発を行っています。

## 租税滞納額等の推移

(単位:億円)  
30,000



### (3) 納税コールセンター

納税コールセンターでは、コンピュータシステムにより自動的に滞納者へ電話をかけ、税務職員が、端末機画面に表示された滞納者情報を参照しながら、納付の催告を行っています。平成16年度の催告対象事案28万8,000件のうち、17万8,000件(約62%)が完結等に至っており、滞納整理の効率化に役立っています。



納税コールセンターの様子

### (4) 効率的な債権債務の管理

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生します。この債権債務を、的確かつ効率的に管理するため、昭和41年からシステム化を図ってきました。平成13年にKSKシステムが全国の税務署に導入され、統一されたシステムで債権債務を管理しています。

また、税金の収納については、所得税を中心に年間約4,000万件の納付があります。これまでは、その大半が金融機関の窓口で納付されていました。この大量に発生する収納を効率的に処理するため、申告所得税及び消費税の磁気テープ交換による口座振替、いわゆる振替納税<sup>1</sup>を導入して事務作業の合理化を図ると

ともに、日本銀行による納付書のOCR処理<sup>2</sup>など金融機関や日本銀行との連携によって合理化を図ってきました。還付金の支払いについても、各税務署から書面で振込処理を行っていましたが、平成13年に磁気テープによる還付金振込処理のペーパーレス化・集中化を開始し、平成18年秋頃からオンラインによる振込みを行うことを予定しており、効率的かつ迅速な処理を進めています。

国税債権債務の管理は、課税と徴収の要となるものです。今後とも、システムの高度活用により、迅速かつ確かな処理を行い、納税者に対する還付金の早期還付に努めるなど、サービス向上を図っていきます。

1 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落としとして納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを記録した磁気テープを送付し、口座振替の処理を行って、その結果を送付した磁気テープに記録して返却してもらうという処理を行います。

2 OCR処理(光学式文字認識処理)とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、これによりペーパーレス化を図ることができます。

## 6 税理士の役割

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」という公共的使命を負っています(税理士法第1条)

このため、税理士の業務である 税務代理、 税務書類の作成、 税務相談(税理士法第2条)は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならない(税理士法第52条)こととされ、いわゆる無償独占業務とされています。

申告者数が大幅に増加する等の中で、申告納税制度を適正かつ円滑に運営していくためには、納税義務の適正な実現を図るといふ税理士の役割はますます重要となっており、期待も高まっています。そのため、税理士会及び日本税理士会連合会との協議等を通じて、税理士の正確な税法の理解と業務の適正な運営の確保が図られるよう努めており、公共的使命を果たしている税理士に対しては、国税庁としても十分に尊重する一方、税理士法に違反する者に対しては厳正に対処することにしています。

### (1) 書面添付制度の推進

平成13年5月の税理士法改正(平成14年4月1日施行)により、税理士からの意見聴取制度が拡充され、新書面添付制度(税理士法第33条の2)が導入されました。この制度は、税理士が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者について税務調査をしようとする場合には、その通知前に、税務代

理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出や信頼される税理士制度の確立に結びつくものであり、ひいては税務行政の円滑化が図られることから、国税庁はこの制度を尊重し、推進することに努めています。

### (2) 税理士等に対する的確な指導監督

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、税理士に対する指導監督を行っており、これを円滑に行うため、税理士会等との間で協議会を設けています。このような場も含め、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士の非行の未然防止にも努

めるとともに、各種情報等の収集に努め、税理士法に基づく調査を的確に実施するなど、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては厳正に対処しています。

## 日本税理士会連合会

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務づけられている団体です。全国15の税理士会で構成されており、税理士会の会員数は、税理士約6万9,000人、税理士法人約1,000社となっています。

各税理士会では、会員の資質の向上、業務の改善・進歩に資するための研修、小・中・高校での租税教室への講師派遣を通じた社会貢献、小規模納税者等に対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ<http://www.nichizeiren.or.jp>をご覧ください。

## 7 関係民間団体との協調

国税庁は、税に関する情報を直接納税者に提供するだけでなく、青色申告会や法人会などの関係民間団体のご協力をいただき、税に関する情報が各団体を通じて納税者に伝わるよう努めています。これらの関係民間団体は、誠実な納税者の団体として適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、改正消費税への対応、e-Taxの普及活動や「税を考える週間」における各種行事の共同開催などの推進により各団体間の連携・協調の強化を図っているところです。

### 青色申告会

青色申告会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的に、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。現在、全国に約4,100の会があり、会員数も約107万人となっています。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や会員以外の方への青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、最寄りの各地区青色申告会までお問い合わせください。

### 法人会

法人会は、帳簿の整備や税知識の理解と普及を図ることを目的として結成された団体です。現在、全国に社団法人として483会があり、会員数も約112万社となっています。各法人会では、税の講習会、研修会の開催や企業経営、社会の健全な発展に貢献するための運動など幅広い活動を行っています。詳しくは、財団法人全国法人会総連合のホームページ<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>をご覧ください。

### 間税会

間税会は、間接税についての知識を習得し、申告納税制度における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与することを目的として結成された団体です。現在、全国に560団体があり、会員数も約10万2,000名となっています。間税会は、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ<http://www.kanzeikai.jp>をご覧ください。

### 納税協会

納税協会は、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税意識の向上を図ることを目的とし、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。現在、財団法人納税協会連合会と社団法人として83の納税協会があり、会員数は個人・法人合わせて約29万人社となっています。各納税協会では、税知識の普及のための広報活動や各種説明会の開催など青色申告会と法人会の両団体と同様な活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ<http://www.nouzeikyokai.or.jp>をご覧ください。

### 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、納税のための貯蓄を通じて期限内完納の継続を目指す人々が集まって組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、現在、7万8,000組合となっています。納税貯蓄組合は、振替納税や期限内完納の推進に努め、税法研修会の実施や中学生の「税についての作文」の募集など幅広い活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ<http://www.zennoren.jp>をご覧ください。

# 国際化時代の税務行政

各国の税務当局と協調を図るなど  
国際化時代に対応した税務行政を推進しています。

経済社会のボーダーレス化の一層の進展により多国籍企業等による国境を越えた多様な経済行動が生じ、これに伴い、一国の税制・税務行政の在り方が他国の税制・税務執行に大きな影響を与えるなど、税務行政を巡る環境は大きく変化しています。各国の税務当局にとって、このような環境の変化に伴い発生する、国際的な租税回避や二重課税のリスクの排除などが大きな課題となっています。このため、国際取引について各国共通の課税ルールを整備し、各国税務当局間の協力や経験の共有を図るため、二国間ないし多国間で課税問題の処理について検討する場面も増えています。このような状況において国税庁は、各国との間で相互信頼・協力を強めつつ、税務行政の国際化に積極的に対応しています。また、国税庁では、国際的租税回避等の問題に的確に対応するため、国際課税の専担部署を設置するなど、体制の充実・強化を図っています。

## 1 共通の課税ルールの整備

近年、国際取引が増加し、またIT化などにより新たな取引形態が拡大する中で、各国の課税ルールが異なることがあります。例えば、税務行政が二重課税リスクを十分に排除できなければ、円滑な取引を妨げ、ひいては国際取引を行う納税者のコンプライアンスの維持が困難になることもあります。そこで、国税庁では、各国の税務当局とともに国際取引に関する税務上の課題に関する議論への参加や共通の課税ルールの作成等に積極的に取り組んでいます。

### 共通の課税ルールの整備

#### OECDモデル租税条約の見直し等

OECD(経済協力開発機構)租税委員会では、国際的な投資促進、二重課税の防止等のため、従来から租税条約の雛型としてモデル条約を作成し、解釈基準の公表や新しい国際的な課税問題に関するルールの策定等を行っており、世界経済の発展に応じて随時見直しを行ってきています。

#### 外国法人の支店等への課税ルールの検討

外国法人の支店等(恒久的施設)を通じて得た所得への課税の在り方については各国の考えが異なり、二重課税や課税の空白が発生するリスクがあります。そこで、OECD租税委員会では、恒久的施設を外国の親会社(本店)とは分離独立した一つの法人と擬制し、恒久的施設と本店との内部取引に対して、(法的に独立した関連企業間に適用される)OECD移転価格ガイドラインをどこまで類推適用することが可能かについて検討しています。

#### 国際的な税の紛争解決手続の改善

国際取引や投資の増加に伴い、国際的な税に関する紛争が生じる可能性も高まります。これを解決しない場合、二重課税が発生して、結果として国際的な財やサービスの円滑な取引を妨げることになります。そこで、OECD租税委員会では、租税条約下の国際的な税の紛争解決手続を改善するため、相互協議手続の実効

性の向上や補完的紛争解決手続について検討が行われています。平成18年3月には、東京において、民間の代表や各国の税務当局が一同に集い、コンサルテーションが開催されました。

#### 有害な租税競争の排除

各国が外国資本を自国に誘致するために、金融・サービス産業などに対する税の過度の引下げ（税制上の優遇措置）を行うと、結果として労働、資産、消費に対する課税が相対的に重くなり、各国の財政基盤に悪影響を及ぼし、また、企業の投資行動にも歪みを生じることになります。そこで、OECD租税委員会は、このような行き過ぎた税の引下げ競争を行っている国・地域のリストを作成・公表することにより、その是正を図る努力を行っています。

#### 税務行政に関する他国の税務当局との経験の共有

納税者サービスや納税コンプライアンスにおける各国の経験を共有化し、それぞれの国の執行の改善に資するべく、OECD租税委員会では、電子申告・電子納税をはじめとするインターネットの活用、コンプライアンスの測定・評価や税務調査におけるITの活用などのさまざまな課題について検討を行っています。そのほかに、国税庁では二国間・多国間の枠組みの中で、執行当局同士の有効な施策の検討を行っています。

## 共通の課税ルールの整備や執行上の問題の議論 - 税務当局間の国際会議への参加

国際課税に関する問題等、各国共通の問題について税務当局間で協力や経験の共有を図るため、日本との経済関係が緊密な国・地域の税務当局との間では、以下のような多国間・二国間の国際会議を開催しています（なお、環太平洋税務長官会議（PATA）は、平成17年10月に開催された第27回会議を最後に発展的に解消し、参加国の対象地域を拡大した上で、新たに10か国の税務当局の長官レベルの会合を設けることについて合意されています。）

#### アジア税務長官会議（SGATAR）

アジア地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換等を目的として、昭和46年に設立され、現在、13か国・地域の税務当局が加盟しています。

なお、我が国の提案により、加盟各国間での基本情報の共有及び加盟国以外にも広く情報提供を行うことを目的に、加盟国の税務行政についての基本情報が共通の様式にまとめられました。最近では、平成17年11月に第35回会議がシンガポールで開催されました。

#### 日中・日韓税務長官会合

中国や韓国の税務当局とは、両国の長官による二国間会議を開催し、税務行政に関するそれぞれの関心事項について意見交換を行い、税務行政の相互理解と協力関係の推進を図っています。最近では、平成18年5月に日韓税務長官会合がソウルで開催されました。

#### OECD租税委員会

OECD租税委員会では、OECDモデル租税条約、OECD移転価格ガイドライン等の国際的に共通の課税ルールを整備し、各国の知見や経験の共有化を図る場として、租税政策及び税務行政上のさまざまな課題について作業部会が組織され、各国の税務当局の専門家同士による意見交換が行われており、これらの会合に国税庁として積極的に参加しています。また、税務行政フォーラムを設置し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の経験の共有化や有効な施策の検討を行っています。

## 2 租税条約に基づいた対応

企業が国際的な経済取引を行っている場合には、各国の税制の違いにより、二重課税が生じる場合があります。これを防止するため租税条約が結ばれています。国税庁では、この租税条約に基づく相互協議の制度を活用して国際的な二重課税の防止などの課税問題の円滑な処理を図っています。また、国際取引に係る脱税を防止するという観点から、租税条約を積極的に活用し、各国税務当局との情報交換等の充実に努めています。

### (1) 国際的な二重課税の防止 租税条約に基づく相互協議の実施

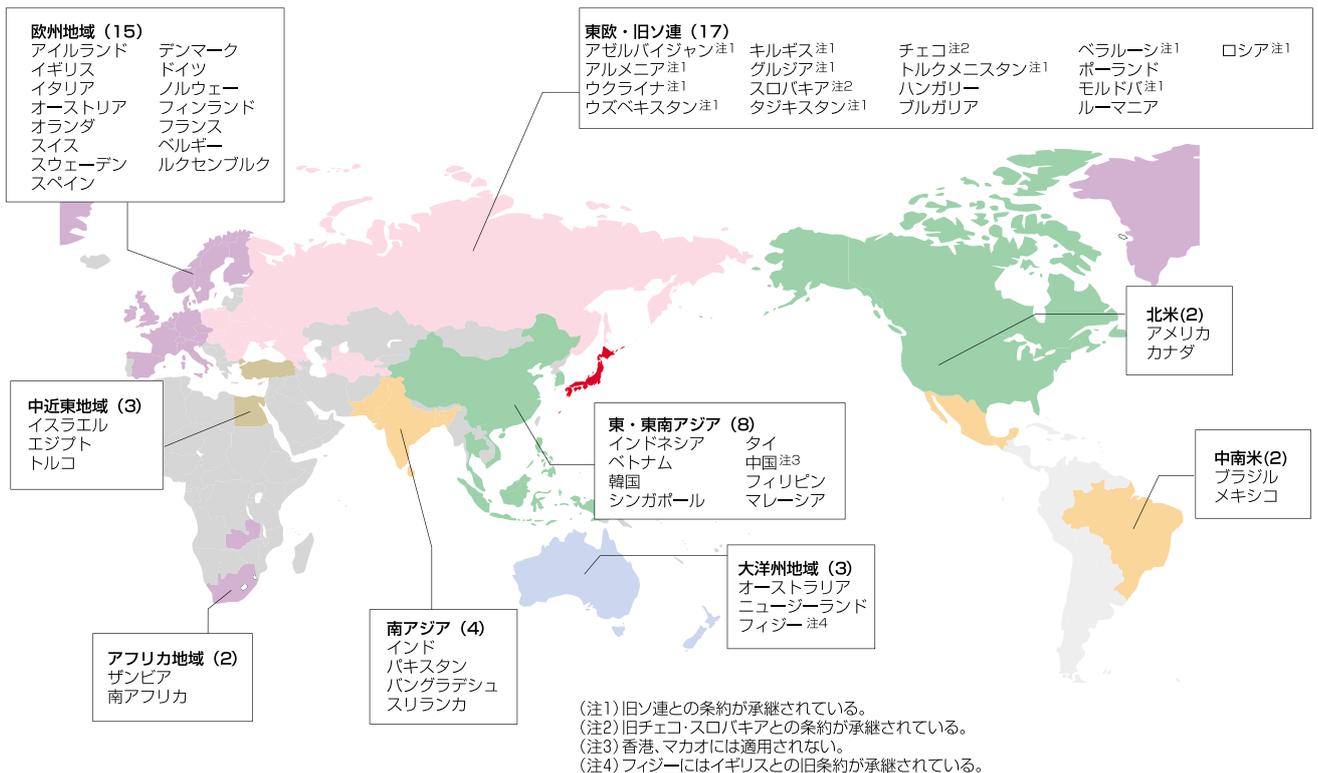
国際取引において生じた所得がどの国に帰属するのか、その解釈が国によって異なる場合は、移転価格課税等を通じて企業が二重課税を受けるリスクが高まります。このような二重課税については、租税条約に基づいて、税務当局間で相互協議を行うことにより、その解決を図っています。

国税庁では、移転価格課税について、納税者の予測可能性を確保し、移転価格税制<sup>1</sup>の適正・円滑な執行を図るため、独立企業間価格の算定方法等に関し、法人の申出を受け、国税当局がこれに確認

を与える事前確認制度を導入していますが、最近では、相互協議を伴う、二国間事前確認(Bilateral Advance Pricing Arrangement: BAPA)に係る事案が増加しています。BAPA相手国の数も増えてきており、特に件数の増加が予想される中国をはじめとするアジア地域など、これまでBAPAの経験が少なかった国との事案が発生しています。

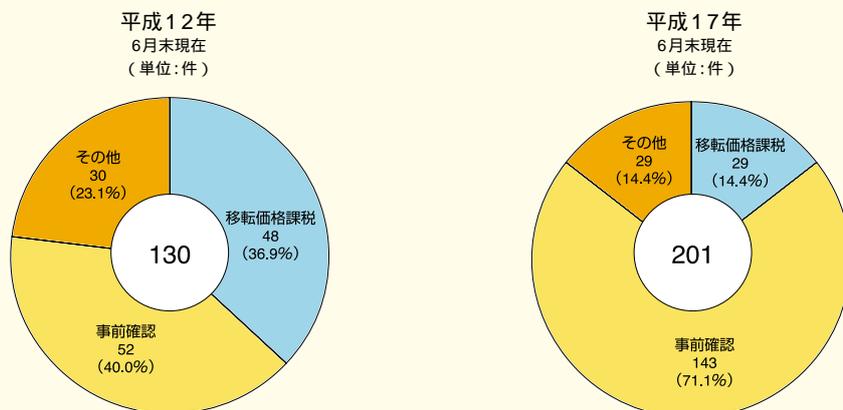
国税庁では、これら相互協議事案の適切で迅速な解決に向け、各国税務当局間の協力関係を一層深め、より効率的に協議を進めるように努めています。

我が国の租税条約ネットワーク（45条約、56か国適用 / 平成18年5月現在）



<sup>1</sup> 企業が海外の関連企業との取引価格(移転価格)を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に転移することが可能となります。移転価格税制とは、このような海外の関連企業との間の取引を通じる所得の海外移転を防止するため、その移転価格を通常の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)に引き直して課税する制度をいいます。

## 相互協議事案の事案タイプ別件数



### (2) 租税条約に基づく情報交換

国際取引に関する二重課税リスクが高まる一方で、租税条約の特典を濫用した租税回避スキーム等により、どこの国からも課税を受けない課税の空白が発生する問題も生じています。こうした国際的租税回避を防止し、自国の課税権を確保するために、各国はそれぞれ国際課税に対する取組を強化していますが、経済活動が国際化している状況の下で、適正な課税を実現するためには国外の情報を適切に収集することが不可欠です。そこで、各国税務当局は、租税条約に基づいて必要な情報を提供し合うことに力を入れています。

こうした国際的な情報交換に積極的に協力してい

くため、平成15年度に新たな質問検査権が創設されたのに続き、平成18年度には、相手国の犯則調査に係る情報交換要請に対応するための情報収集手続が整備されました。また、平成17年7月には国税庁国際業務課に情報交換専任チームを新設し、相手国からの要請に迅速に対応しつつ、我が国からも積極的に協力要請を行っていく体制が整いつつあります。情報交換の推進については、各税務当局間の協力が重要であるところ、国税庁はOECD租税委員会の下の情報交換担当者の会合に参加するほか、開発途上国への技術協力にも積極的にかかわっています。

## 3 国際的租税回避等への対応

国際取引を利用した脱税や租税回避に対しては、税務調査を通じて、事実関係を的確に把握した上、適正な課税を行うこととしています。このため、国際税務専門官の増員やプロジェクトチームの設置など、調査体制の充実を図るとともに、租税条約に基づく情報交換の活用や海外への資金の流れの把握など、あらゆる機会を通じて課税上有効な資料情報の収集に努めています。また、海外に所在する関連企業との取引価格を通じた移転価格の問題についても、税務調査を通じて適切に対応しているところです。

## (1) 国際的租税回避スキームへの対応

企業の国境を越えた事業活動の活発化に伴い、各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して税負担を免れる国際的租税回避が問題となっています。国際的租税回避には、金融や法律・税の専門家などが関与し、匿名組合契約、パートナーシップ<sup>1</sup>、LLC<sup>2</sup>といったさまざまな事業体や新たな金融手法を駆使した複雑なスキームが用いられています。

このような租税回避スキームに対しては、適正・公平な課税を実現するという観点から、あらゆる機会を通じてその実態の把握に努め、課税上問題があると認められる場合には、綿密な税務調査を行い、租税回避スキームによって回避された税金を最終的に善良な納税者に負担させることのないよう、厳正に対処しています。

このため、国際税務専門官を増員するとともに、主要な国税局に国際調査課等を設置するなど、調査体制の充実・強化に取り組んできました。最近では、国際的な課税問題が大企業から中小企業や個人の富裕層にも広がりを見せていることから、主要な国税局の課税部に「国際化対応プロジェクトチーム」を設置し、租税回避スキームの把握・実態解明、海外金融資産の保有などに関する情報の把握にも取り組んでいます。

また、職員の研修機関である税務大学校において、国際租税法や租税条約、デリバティブ<sup>3</sup>、語学などの研修を長期間にわたって実施しています。

さらに、現行法令の下では対応困難な租税回避スキームについては、担当部局に対し税制の整備を求めることとしています。

## (2) 移転価格問題への対応

企業活動の国際化によって、移転価格の問題が国際課税の分野において重要になってきました。例えば、我が国の親会社が海外の子会社に製品を輸出する際、その価格を低く設定することにより所得の海外移転を生じさせるなどの事例です。こうした問題に対処するため移転価格税制が整備されています。

一般的に移転価格調査は、適切な価格を算定するために多くの資料と時間が必要であり、移転価格課税の結果生じる二重課税の解決のために要するコストを考えると、この問題は企業に極めて大きな影響を与えることになります。

移転価格問題に関する最近の動向としては、我が国企業の製造拠点の海外移転の増加に伴い、例えば、本社機能を有する親会社から製造技術や製造ノウハウといった無形資産を製造子会社に供与するとともに、経営指導や業務管理などの役務の提供が行われるケースが見受けられるなど、製造子会社に供与される無形資産に係る適正な対価を授受する必要が出てきました。このような無形資産取引や役務提供取引の重要性が増大していることに伴い、国税庁としては、これらの分野における移転価格税制上の取扱いを明確にする<sup>4</sup>とともに、円滑な執行を図るためのノウハウの蓄積に努めています。

1 パートナーシップとは、「利益を目的に共同事業者として事業を行う2名以上の者の団体」をいい、主に米国において共同事業に広く利用されています。一般に、2名以上の無限責任を負うジェネラル・パートナーで構成される「ジェネラル・パートナーシップ」と、業務を執行する無限責任ジェネラル・パートナーと業務執行に関与しない有限責任リミテッド・パートナーで構成される「リミテッド・パートナーシップ」の2つに分類されます。

2 LLC(Limited Liability Company)とは、米国各州が制定するLLC法に基づき、メンバーと呼ばれる有限責任の構成員のみで組織される会社をいいます。

3 デリバティブとは、債券、株式、為替、金利などの取引をベースとして先物、オプション、スワップなどの金融技術を組み合わせた新しい金融商品をいいます。

4 無形資産取引及び費用分担契約の取扱いを明確にするため、平成18年3月に、移転価格に関する事務運営指針の改訂を行ったところです。

## 4 開発途上国に対する技術協力

国税庁は、開発途上国に対する技術協力活動について積極的に取り組んでいます。最近においては、国際税務行政セミナー(ISTAX)に加えて、国際協力機構(JICA)のプログラムによる国別プロジェクトが実施されており、特にコンプライアンスの強化、納税者サービスの充実、人材育成、国際課税

への対応等の分野について、ASEAN諸国などへの専門家派遣や、外国税務当局の職員を招いての国内における訪日研修の実施などが活発に行われています。また、OECDやアジア開発銀行(ADB)などが行う技術協力活動やセミナーに積極的に協力しています。

### 技術協力の概要

#### 1 専門家の派遣

##### (1) 長期専門家の派遣

日本の国税庁の実務や経験などを紹介し、その国の税務行政の改善策について助言するなどの技術協力を実施するため、国税庁の職員を国際協力機構(JICA)の長期専門家として、開発途上国の税務当局に常駐派遣しています。平成8年からインドネシア、平成14年からマレーシア、平成17年からフィリピン及びベトナムにも派遣しています。

##### (2) 短期専門家の派遣

開発途上国の税務当局からの要請に基づき、税務行政等の改善を指導する専門家として、国税庁の職員を短期派遣しています。今年度は、ベトナム、中国、カンボジア、マレーシア、ラオス等へ派遣しました。

#### 2 国内における研修の実施

##### (1) 国際税務行政セミナー(ISTAX)

国税庁では、政府開発援助(ODA)の一環である国際協力機構(JICA)の集団研修プログラムの一つとして、アジアを中心にアフリカ、中南米、中近東、オセアニア、東欧の税務職員を対象に、国際税務行政セミナーを実施しています。このセミナーには、一般コース(昭和43年設立、研修期間:約2か月半)と上級コース(昭和49年設立、研修期間:約1か月)があり、それぞれ講義、討議、視察等を実施しています。

国際税務行政セミナーは、日本の税制・税務行政に関する専門知識・技術を移転し、開発途上国の税制・税務行政の改善を図るとともに、セミナーの実施を通じて日本の税務行政に対する理解者を参加各国に養成し、相互の友好関係を促進することを目的としています。

##### (2) 外国税務職員に対する短期研修(国別税務行政研修)

外国の税務当局からの要望に応じて、ベトナム、モンゴル、フィリピン、インドネシア、マレーシア等の税務当局の職員に対して、国際協力機構(JICA)などの協力の下に、日本の税務行政・税制等を紹介する短期研修(研修期間:1~2週間)を国別に実施しています。

##### (3) 国税庁実務研修

世界銀行の奨学金制度などに基づき、慶応義塾大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学、一橋大学の各大学院修士課程に留学している開発途上国の税務職員を主な対象として、税務大学校において実務に即した研修を実施しています。財政、税制、税務行政等に関する知識・能力の習得、各国における税務行政の向上を目的として平成8年4月から開講しています。

# 権利救済

「異議申立て」「審査請求」「訴訟」  
納税者の正当な権利・利益を救済するための制度です。

税務調査により更正処分などを受けた場合に、税務署と納税者との見解が対立し、納税者がその処分に不服がある時は、直接、裁判所に訴訟を提起する前に、行政部内でこれを再審理する制度（不服申立制度）があります。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易にかつ迅速に救済するための手続であり、異議申立てと審査請求とがあります。

処分に対して不服がある納税者は、まず異議申立てを税務署長などに行うことを原則としています。一方、審査請求は、第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して行うものです。

さらに、国税不服審判所長の裁決を経た後の処分に納税者が不服があるなどの時は、一般の行政事件の場合と同様、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

## （１）異議申立て

異議申立ては、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が、行政庁である税務署長などに対して、その処分の取消しや変更を求める手続であり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

近年、経済取引の広域化、国際化などにより異議申立事案が複雑化しており、内容としては事実関係の把握や法令の解釈・適用に困難を伴うものが増加しています。このような状況に対応するため、国税庁

は各国税局に審理課・審理官を設置し、また各種研修を通じて、調査・徴収能力に加え審理にも精通した職員を養成するなど、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できる体制づくりに努めています。

国税庁は、このような異議申立てに係る事務を的確に行うことに努めるとともに、調査・徴収段階において、全国各地の納税者に対して適正かつ公平な課税・徴収の実現が図られるよう、税法の正確な解釈に基づく全国均一的な執行に取り組んでいます。

## （２）審査請求

上記の異議申立てに対する税務署長などの決定になお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対し審査請求を行うことができます。

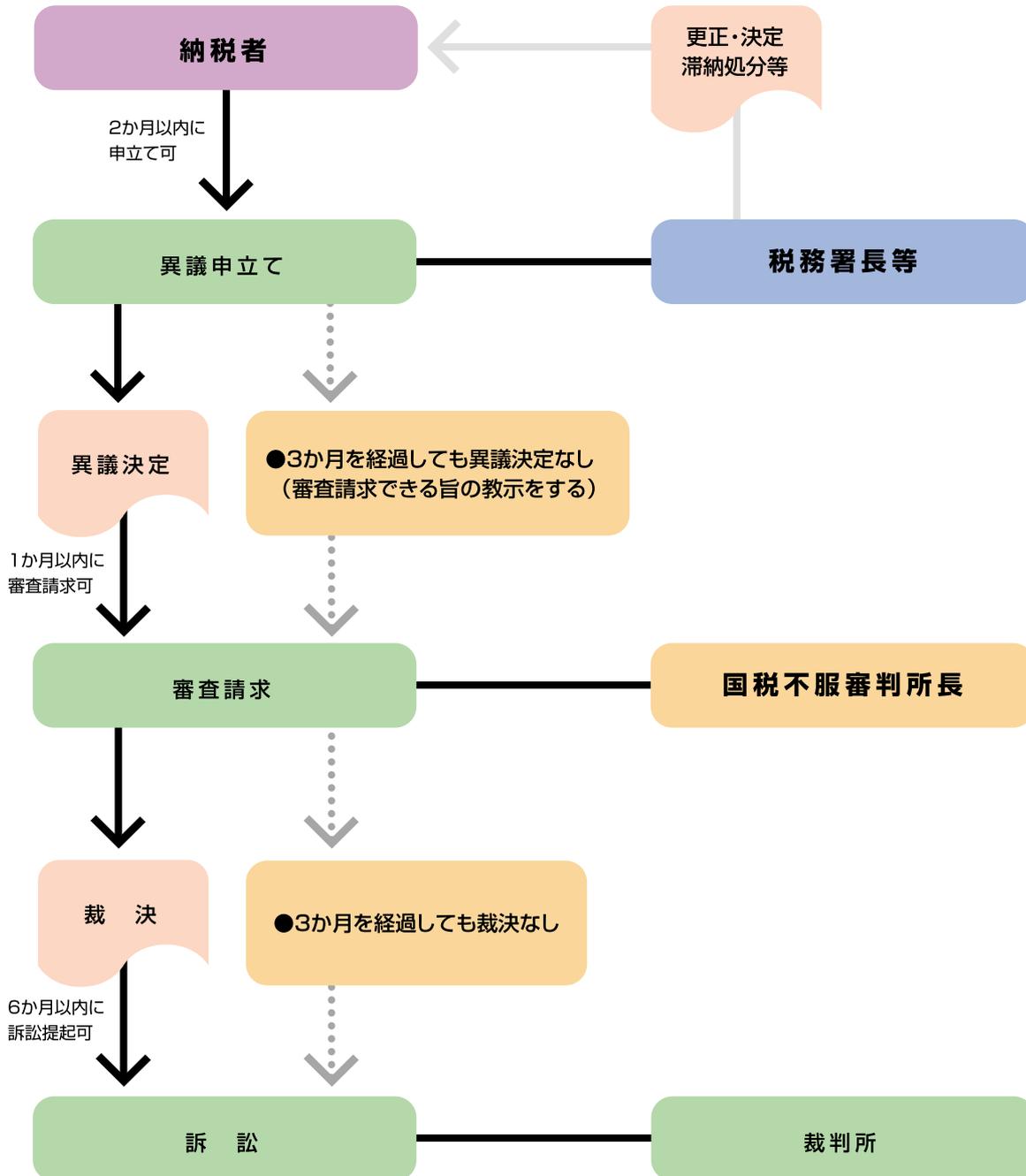
国税不服審判所は、国税局や税務署から独立した第三者的な立場で納税者の正当な権利や利益を救済する機関です。そこでは専門的な知識と豊富な経験を持った国税審判官、国税副審判官、国税審査官が公正な立場で調査、審理に当たっています。

なお、国税不服審判所長、東京と大阪の各支部の首席国税審判官などには、裁判官や検察官の職にあった者を任用しています。

国税不服審判所は、審査請求人や税務署などと早期に接触し、双方の主張を十分把握した上で、当事者双方の主張を整理した争点整理表を作成して早期に争点を明確化します。その上で、争点について、双方の意見・主張を十分に聞き、必要に応じて自ら調査を行って、納税者の正当な権利・利益を適正かつ迅速に救済するように努めています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分以上に納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、国税庁としての最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があっても訴訟を起すことはできません。

# 不服申立制度と訴訟の関係



権利救済

### (3) 訴訟

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるなどの時は、裁判所に対して訴訟を

提起して司法による救済を求めることができます。

### (4) 権利救済の状況

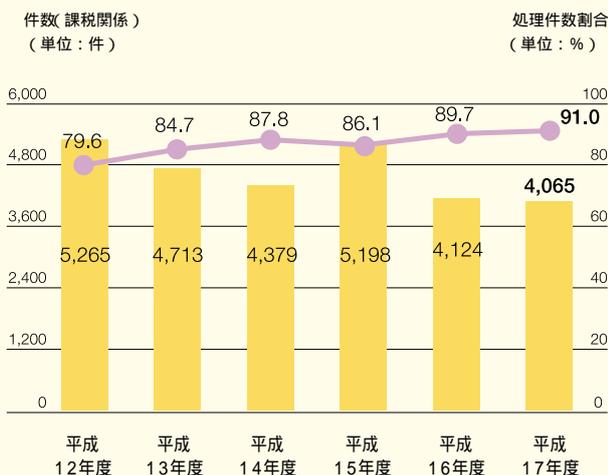
異議申立てについては、3か月以内の処理を目指しており、その処理件数割合は近年8割前後で推移しています。平成17年度における課税関係の異議申立処理件数は4,065件で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は約14.9%です。審査請求の裁決は、現在、原則1年以内に終えるよう努めています。平成17年度における課税関係の審査請求処理件数は2,919件で、このうち請求の全部又は一部が

認められた割合は約15.9%です。

課税関係の訴訟について、平成17年度における提起件数は319件です。また、訴訟終結件数は469件であり、このうち納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は、約10.2%となっています。

なお、国税庁や国税不服審判所は、権利救済制度に関する納税者からの理解を得るため、裁決事例などの情報をホームページを通じて提供しています。

異議申立ての3か月以内の処理件数割合  
及び異議申立処理件数



審査請求の1年以内の処理件数割合  
及び審査請求処理件数



## 納税者からの苦情等への対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不満や注文、批判、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者のさまざまな不満に正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応に努めています。また、平成13年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者からのさまざまな不満のうち、その権利、利益に影響を及ぼすものについて、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

# 酒類行政の取組

国税庁は、酒類業の健全な発達を目指して施策を展開しています。

酒税は、明治政府設立以降、地租とともに大きな財源となり、一時地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税等の直接税のウエイトが高まり、平成16年度においては、租税収入等の合計に占める割合は3.6%(1兆6,599億円)となっています。しかし、景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも我が国の税体系において重要な役割を果たしています。

酒類業界は、2,841の製造業者と16万3,658の販売業者(平成16年度末)からなり、その95%超が中小企業により構成されています。

酒類業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化、さらには規制緩和の進展などに伴い、大きく変化しています。

国税庁では、こうした社会経済情勢の変化に対応して、業界・飲食店・消費者との意見交換などを積極的に行い、そこで得られたご意見を踏まえつつ、酒類産業全体を展望した総合的な視点から、酒類業の健全な発達のためのさまざまな取組を行っています。

## (1) 酒類業の体質改善のための取組

酒類業の体質改善を図るためには、消費者の視点に立ち、良質で安全な酒類を生産し、流通段階において適切な品質管理を行い、適切な情報とともに消費者に提供することができるよう、酒類の製造から、卸売、小売、さらには飲食店、消費者を含めた酒類産業全体及び行政が連携して取り組んでいくことが重要です。

このため、消費者の意見に積極的に耳を傾け、酒類業界に情報提供するとともに、小売段階における酒類の表示及び品質・安全性のチェックを行っています。

また、適切な商品情報の提供及び清酒の地域ブランド確立に向けた業界の取組を支援するため、平

成17年10月に、ぶどう酒及び蒸留酒のみを対象とする「地理的表示に関する表示基準」に、清酒の地理的表示を保護する規定を追加し、同年12月に「白山」を清酒としては初めて産地指定いたしました。

さらに、海外において、日本食に対する関心の高まりなどに伴って日本産酒類の需要が増加してきていることから、酒類業者に対して輸出に必要な手続等の情報を提供するなど、輸出の拡大を側面的に支援しています。

このほか、酒類業者に対して、自らの経営上の問題点の認識を促す取組や、経営上の成功事例を情報提供などの取組を行っています。

## (2) 経営改善に対する支援

中小酒類業者の経営改善を促進するため、酒類小売業については、経営改善計画の実施、研修会・個別相談会の開催、設備資金の低利融資制度の創設、経営相談サイトの開設、モデル事業の指定などを実

施しています。また、酒類製造業をはじめとした経営革新計画への取組や、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく酒類卸売業の経営基盤強化事業などに対し、各種支援を行っています。

### (3) 公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発達のためには、公正な取引環境の確保が重要であることから、酒類の取引に関する公正なルールを示した国税庁の「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針（指針）」の広報活動を行うとともに、取引状況の調査を行い、指針に示した公正なルールに則していないと認められる酒類業者に対して指導等を行っています。

こうした中、酒類業界でも、自主的にコストオン方式による合理的な価格設定、取引条件に係る自社基準の策定などの公正な取引を推進するための取組を行っています。

「指針」を積極的に広報するとともに、取引状況の調査を充実させるほか、公正取引委員会と連携して公正な取引環境の整備に取り組みます。

### (4) 独立行政法人酒類総合研究所との連携

国税局鑑定官室では、酒造メーカーへの技術指導や酒類の安全性のチェックなどを行っています。さらに、酒類の品質の向上や安全性の確保のために必要な新しい醸造技術や分析手法に関する研究・開発な

ど、国税庁だけでは対応できない高度な技術的問題については、独立行政法人酒類総合研究所<sup>2</sup>と情報交換しながら対応し、酒類業の健全な発達のために連携して取り組みます。

## 独立行政法人酒類総合研究所

酒類総合研究所は、明治37年に大蔵省醸造試験所として東京・滝野川に設立され、平成13年4月に国税庁醸造研究所から独立行政法人に移行し、さらに、平成18年4月には、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進する観点から非公務員型の独立行政法人としました。酒類にかかわる我が国唯一の総合的研究機関として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現のための高度な分析・鑑定とともに、酒類に関する研究・調査や中小酒造メーカー向けの講習、消費者向けの教養講座なども行っています。詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ<http://www.nrib.go.jp>をご覧ください。

### (5) 社会的な要請への対応

未成年者の飲酒防止等の社会的な要請に応えるため、平成15年、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」等の改正により導入された酒類販売管理者の選任義務、酒類販売管理研修の受講、酒類の陳列場所における表示義務の遵守について、その徹底を図りました。また、平成17年9月から酒類の適正な販売管理体制が構築されることを審査するため、酒類販売業免許等の申請書の記載事項に「酒類の販売管理に関する事項」を追加するとともに、酒類の陳列場所における表示の基準について、より説

得力、実効性のある表示とし、未成年者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、平成17年9月に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正しました。

また、平成17年5月の世界保健総会<sup>3</sup>の決議を受け、国税庁では酒類の不適切な摂取による健康や社会に与える影響の低減のための取組について、関係省庁や業界と検討しています。

社会的要請への対応については、酒類業界だけ

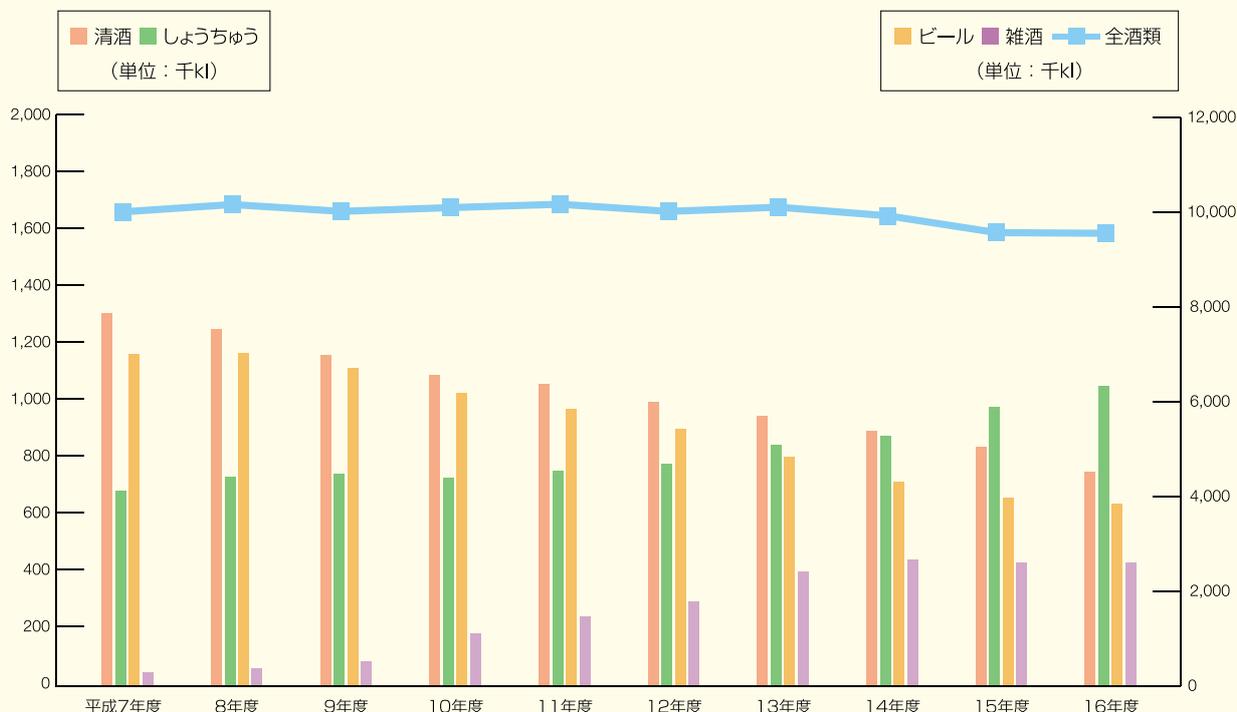
<sup>1</sup> 「指針」には、「合理的な価格の設定」、「取引先等の公正な取扱い」、「公正な取引条件の設定」や「透明かつ合理的なレポート」などに係る公正なルールが示されています。

<sup>2</sup> 日本で唯一の酒類に関する業務を行う独立行政法人です。酒類に関する研究、品質評価、情報の提供、講習等を行っています。

<sup>3</sup> WHO（世界保健機関）の最高意思決定機関をいいます。

ではなく、家庭、学校、地域社会、行政、それぞれの 携・協調を図りつつ取り組んでいます。  
取組が重要であり、関係省庁、酒類業者等との連

最近10年間の酒類の課税数量の推移(国産・輸入の合計)



### (6)酒類免許の一部見直し

酒類業では、酒税の確実な徴収と消費者への円滑な転嫁のために免許制が採用されています。最近、消費者の利便性の向上等を図るため免許要件について一部見直しを行いました。

#### 単式蒸留しょうちゅう製造免許について

近年しょうちゅう全体の需要が伸びている状況にある中で、地域特産品である米・麦・さつまいも・そばを主原料とした単式蒸留しょうちゅうについては、新規製造免許付与の要望が高まっている状況を踏まえ、平成18年1月以降、一定の要件等の下に、免許付与することとしました。

#### 酒類小売業免許について

酒類小売業免許については、一般酒類小売業免許、大型店舗酒類小売業免許のほか、多岐にわたる特殊酒類小売業免許の区分を設けていましたが、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月閣議決定)等を踏まえ、平成18年3月に一般酒類小売業免許に統合するなどの整理・合理化を行いました。

# 酒類産業の現状と将来展望

日本の社会経済情勢の変化

## 社会情勢の変化

人口減少社会の到来  
健康・安全性指向の高まり  
食生活の変化  
生活様式の変化

## 経済情勢の変化

規制緩和の進展  
デフレ化・賃金の伸び悩み  
国際化

現状

### 製造

品質水準の確保の問題  
低コスト・低価格酒類の増加  
構造・経営戦略上の問題  
ぜい弱・経営困難な企業体質  
過剰供給  
過度の競争

### 卸売

マージンの低下(収益構造の変化)  
機能性の低下

### 小売

組織小売業の台頭  
一般酒販店の減少  
酒類の扱いに不慣れな業者の参入

### 飲食店

酒類の不適切な管理  
商品情報の不足

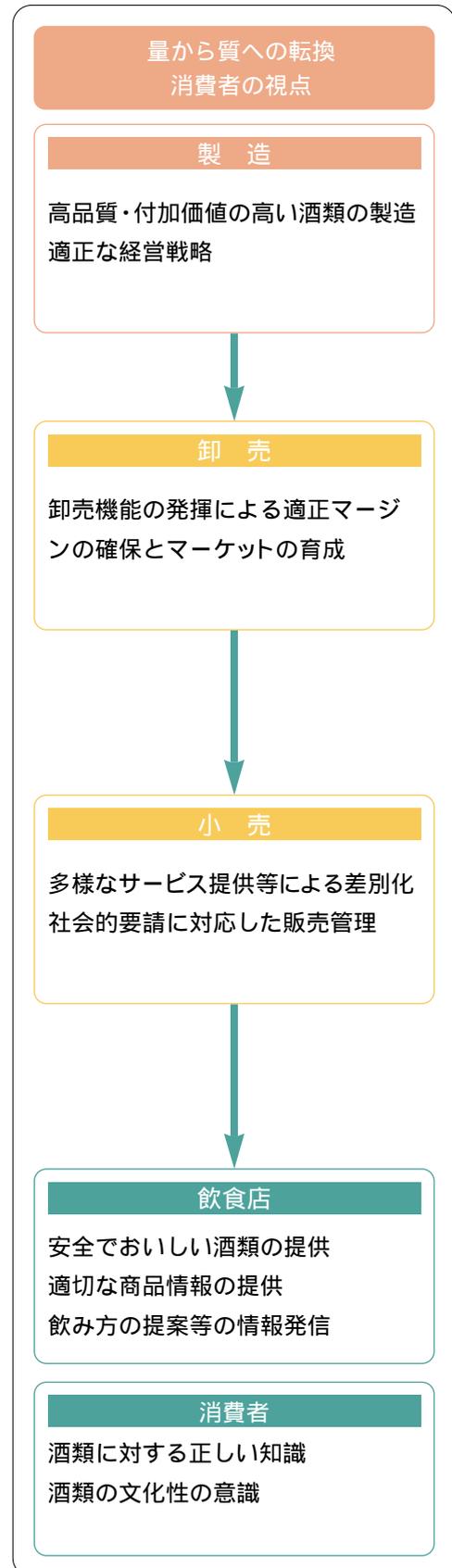
### 消費者

品質・価格への疑問

## 行政や業界における取組

製造	<p>品質水準の確保・向上への対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値化のための研究</li> <li>・地域ブランドの確立のための地理的表示の活用</li> <li>・適切な情報提供のための表示の検討</li> </ul> <p>構造・経営戦略上の問題への対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰設備の解消、業界における合理化・効率化の取組に対する支援</li> <li>・経営の自己診断、分析指導</li> <li>・輸出の振興</li> </ul>
製造 卸売 小売	<p>製造・卸売・小売の生販三層を通じた指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正取引の推進</li> <li>・市販酒の事後チェックの強化</li> <li>・専門家による研修</li> <li>・意見交換会の開催</li> </ul>
卸売 小売	<p>販売業の課題への対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売業者告示の周知等による優越的地位の濫用行為の防止</li> <li>・品質管理・サービス等の向上</li> <li>・経営支援措置の充実・利用促進等</li> </ul> <p>社会的要請への的確な対応 (厳格な酒類販売管理、年齢確認を徹底するための表示基準の改正、酒類自動販売機の撤廃への取組、酒類と健康に係る取組の強化)</p>
飲食店 消費者	<p>消費者の視点に立った対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全でおいしい飲み方提案等の情報発信・啓発活動</li> <li>・料飲店における品質管理等の実態把握</li> <li>・消費者サイドに立った酒類の品質チェック・表示</li> <li>・消費者窓口の設置等</li> <li>・きき酒会等の開催</li> </ul>

## 将来像



# 将来に向けた取組

## < 税務行政を取り巻く環境の変化 >

現在我が国は、かつてない速さで少子・高齢化が進んでいます。貯蓄率が著しく低下するとともに、労働力人口の減少が見込まれるなど、いわゆる「右肩上がり経済」が終焉を迎え、このような動きを背景に現在、さらなる行財政改革の要請が強まっています。また、このような社会を支えるための税制の見直しも進行しています。さらに、働き方や家族のかたちの多様化など、企業や家族のあり様が大きく変化する中、経済活動については、IT化が著しく進展し、アジア諸国の経済発展や経済のグローバル化により、個人や企業の国境を越えた活動が広がりを見せ、会計基準の国際的相互浸透も進んでいます。

経済社会のこのような動きを背景に、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。消費税の事業者免税点の引下げや年金課税の見直しなどの税制改正が行われたこともあり、確定申告書の提出件数が著しく増加し、それら进行处理するための税務署の事務が増加しています。また、経済社会のIT化・グローバル化が著しく進展し、租税回避の手口がますます巧妙になってきているため、税務調査や徴収の事案は従来に増して複雑かつ困難なものになってきています。このように税務行政を取り巻く環境は、質量ともに厳しさが増してきています。

## < 環境の変化に向けた国税庁の対応 >

このような状況の中で、引き続き国民の負託に応えていくためには、限られた資源を効果的・効率的に配分しながら、メリハリのある税務行政を行っていく必要があります。これにより、十分な調査・徴収事務量を確保し、納税者のコンプライアンスの維持・向上を図っていくとともに、納税者サービスにも配慮していくことが肝要と考えています。

このため、納税者が自ら税額を計算して申告・納税するという申告納税制度の趣旨に沿って、納税者サービスの再構築を行う必要があります。その上で、税務当局においては、税務署の内部事務について、システムやそれに関連する業務の見直し、職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシングを図り、事務の合理化・効率化を積極的に進めていくこととしています。また、調査・徴収事務についても、納税者のコンプライアンスの維持・向上の観点から、ITの積極的な活用によるシステムの高度化や調査・徴収事務の在り方そのもの見直しを行い、さらなる充実を図っていくこととしています。

## < 具体的施策 >

### (1) 納税環境の整備

納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、納税者サービスの充実に努めています。

具体的には、国税庁ホームページの掲載情報の充実などにより、納税者の必要とする税務情報を提供するとともに、e-Tax、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の充実等、ITを活用した申

告・納税を推進することにより、申告・納税の手段の多様化に努めています。また、現在、税務相談室や税務署がそれぞれ個別に対応している電話相談について、電話相談センタで集中処理することにより、回答までの待ち時間の短縮など納税者利便の向上を図ることとしています。

### (2) 内部事務の基本的見直し

税務署における内部事務については、国税庁の事務が納税者の権利・義務に直接影響を及ぼすものであることに十分な配慮をしながら、IT化に対応した事務の見直しを図っていくこととしています。

具体的には、現在税務署内の複数の部署で別々に処理している内部事務について、その相当部分を

一つの部署で一体的に処理し、事務の効率化を図ることとしています(内部事務の一元化)。また、他の事務とは独立し、一時に大量に発生する事務の集中化や職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化の推進にも取り組んでいくこととしています。

### (3) 調査・徴収事務の基本的見直し

経済社会の国際化・高度情報化が進展する中で、適正・公平な課税を確保するため、国際的租税回避スキームや電子商取引など先端分野への対応、広域的に事業展開する企業グループへの対応を充実させるとともに、国税組織全体を通じた調査・徴収事務の基本的な見直しを行っています。また、納税者に関する各種情報の相互活用など、システムの高度

化を図ることとしています。

他方、申告納税制度を支える税理士の公共的使命にかんがみ、税理士法に基づく書面添付制度の推進等に努めています。また、納税者が自己の経済活動についての税金の問題が事前に予測が可能となるよう、事前照会への対応の充実や移転価格に関する事前確認制度の活用を推進しています。

### (4) 国税職員の職場環境の整備

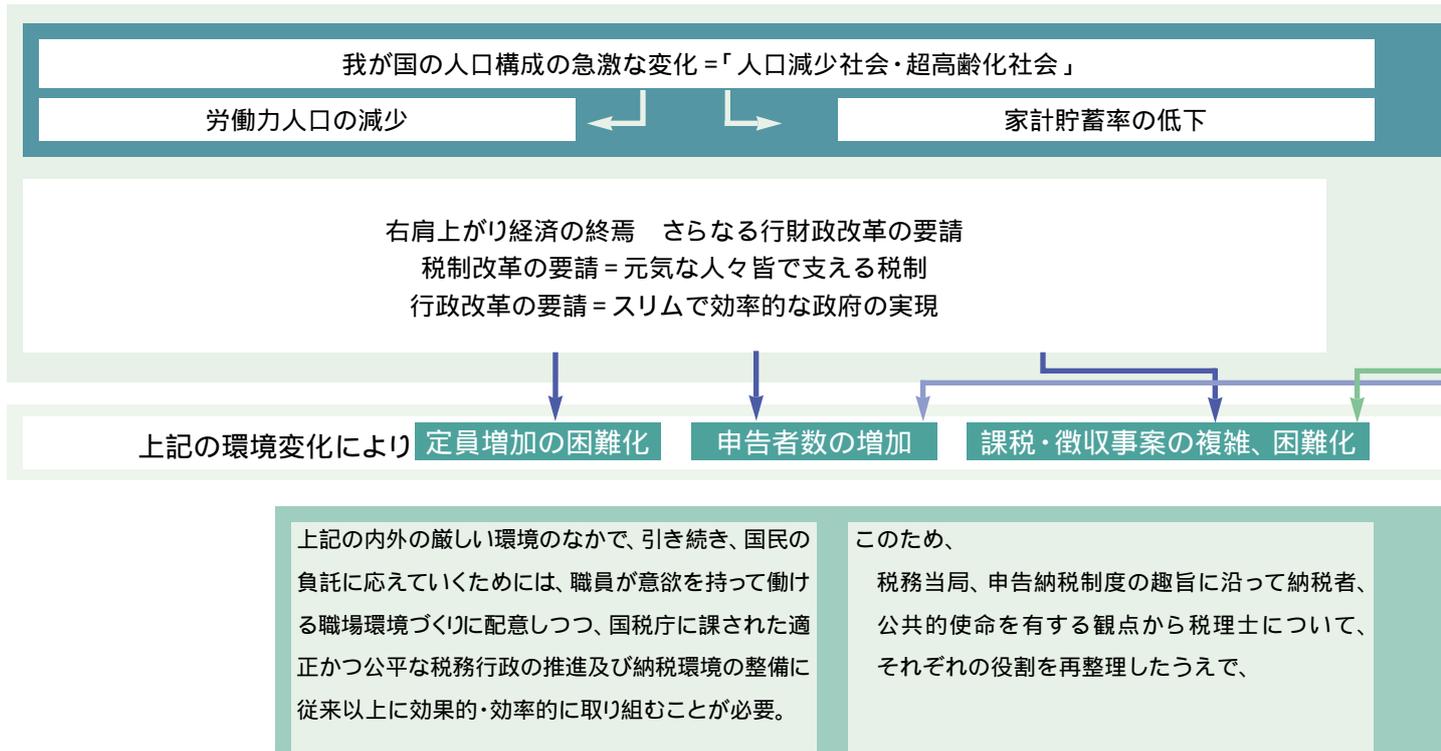
職員が意欲と希望をもって職務に精励できる職場環境づくりを進めています。

特に、国税庁における女性職員の在職割合が年々増加していることも踏まえ、国税庁では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」

の基本理念に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日よりスタートさせました。また、環境の変化に対応した研修制度の見直し等も行うこととしています。

以上の諸施策を推進するために、限られた定員の最適配分、定量的効果を踏まえた予算配分、適材適所の人事配置に、より一層努めていきます。

# 税務行政を取り巻く環境の変化と国税庁の対応について



### 納税環境の整備

基本的視点  
 申告者数の増加に対応した申告納税制度の趣旨に沿った納税者サービスの再構築

- (1) 情報提供のIT化の推進  
 国税庁HPやタックスアンサーの充実、メールマガジンの活用
- (2) 申告手段の多様化、IT化の推進  
 e-Taxの利用拡大、HPの確定申告書等作成コーナーの充実
- (3) 確定申告期の対応  
 申告相談の日曜日(2日間)実施(閉庁日対応)  
 申告相談における自書申告の一層の推進
- (4) 税務相談体制の効率化  
 一般的な税務相談の電話相談センタへの集約化等

### 内部事務(総務関係事務を含む)の基本的見直し

基本的視点  
 適切な事務運営の確保に配慮しながら、IT化に対応した事務の見直しや、職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化の徹底等により効率化、スリム化を促進

- (1) 内部事務の効率化等  
 内部事務の一元化による事務の効率化を進めるため必要な法令上の手当てやシステム変更等の検討、一時に大量に発生する事務等の集中化の試行
- (2) 総務関係事務の効率化等  
 会計、厚生、給与等関係事務のIT化、局集中化、アウトソーシング化の推進

諸施策の推進のために、限られた定員の最適配分  
 また、政府全体の取組として 「国税関係業務の業務・システム最適化

## アジア諸国の経済発展、会計基準等のグローバル化

日本型雇用慣行のゆらぎと働き方の多様化  
家族のかたちの多様化 など

グローバル化の進展  
対内直接投資や対外直接投資の増加  
国境を越えた人の移動の活発化  
国際的租税回避スキームの巧妙化

国税の職場環境の変化(女性職員・子育て中の職員の増加、若手職員の意識変化)がさらに加速化

税務当局が実施すべきものについては、国税庁、  
国税局(間)及び税務署(間)においてそれぞれが  
果たすべき機能を再構築し、

IT化に対応した事務の見直し及び職員以外で実  
施可能な事務のアウトソーシング化等を推進。

### 調査・徴収事務の基本的見直し

#### 基本的視点

納税者のコンプライアンス維持・向上のため、調  
査・徴収体系の基本的見直し等により、さらに効果  
的、効率的に調査・徴収事務を実施

#### (1) 調査・徴収事務の充実

局署の役割分担等を踏まえた調査・徴収体系の基本的見  
直しの検討

#### (2) 公共的使命を有する税理士の役割

新書面添付制度の推進等

#### (3) 先端分野等に対する対応

国際的租税回避スキームへの対応等の国際課税の充実、  
企業活動等の高度情報化への的確な対応  
納税者の予測可能性の確保  
・事前照会に対する対応の充実  
・移転価格課税に関するAPA(事前確認制度)の活用  
連結納税制度への的確な対応

### 国税職員の職場環境の整備

#### 基本的視点

職員が意欲と希望をもって職務に精励できる職場  
環境づくり

#### (1) 男女共同参画社会実現のための取組

女性職員の能力適性を生かせる人事政策の推進

子育てと仕事の両立の観点から「国税庁特定事業主行動  
計画」の推進

#### (2) 若手職員に対する指導育成策の充実

#### (3) 取り巻く環境の変化に対応した研修制度の見直し

#### (4) 執務環境の整備

#### (5) 税務大学校の研究機能の強化

定量的効果を踏まえた予算配分 適材適所の人事配置 にさらに努める。

計画(平成18年3月28日)の決定 同計画は、平成22年度までに順次実施

# 資料編

租税収入・予算	page 47
申告・課税状況	page 48
調査状況	page 49
査察	page 49
滞納圧縮	page 50
権利救済	page 50
税務相談	page 51
国際課税	page 51
納税者満足度	page 51

\* どの期間の計数であるかは、各計表の標題もしくは右上に表示しています。  
「年度」は会計年度を示し、「事務年度」は年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。また、「年分」とは、所得税確定申告などの年分申告を示しています。

## 租税収入・予算

### 【平成16年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税目	予算額	決算額
	百万円	百万円
源泉所得税	11,720,000	12,184,627
申告所得税	2,373,000	2,485,870
法人税	10,996,000	11,443,691
相続税	1,292,000	1,446,457
消費税	9,692,000	9,974,306
酒税	1,657,000	1,659,860
たばこ税	898,000	909,737
揮発油税	2,129,000	2,191,036
石油ガス税	14,000	14,332
航空機燃料税	90,000	88,006
石油石炭税	477,000	480,274
自動車重量税	751,000	748,847
関税	795,000	817,659
とん税	9,000	9,036
その他	-	251
印紙収入	1,148,000	1,135,024
小計	44,041,000	45,589,013
所得税(譲与分)	424,900	424,900
地方道路税	303,500	310,099
石油ガス税(譲与分)	14,000	14,332
航空機燃料税(譲与分)	16,400	16,001
自動車重量税(譲与分)	375,500	374,423
特別とん税	11,300	11,295
原油等関税	38,000	44,177
電源開発促進税	359,300	372,596
揮発油税	707,200	707,200
たばこ特別税	235,600	238,894
総計	46,526,700	48,102,930

\* 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

### 【平成17年度国税庁予算額】

項目	予算額
	百万円
情報化経費	56,034
納税者利便向上経費 <sup>*1</sup>	10,811
国際化対策経費	768
職場環境整備経費 <sup>*2</sup>	6,568
税制改正関係経費	3,512
税務諸用紙・通信費	21,225
庁局署一般経費 <sup>*3</sup>	41,401
税務大学校経費	2,889
国税不服審判所経費	479
酒類総合研究所経費	1,193
小計	144,880
人件費	570,820
国税庁予算合計	715,700

\*1 「納税者利便向上経費」には、e-Tax整備費、確定申告書等作成コーナー・タッチパネル関連経費が含まれています。

\*2 「職場環境整備経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

\*3 「庁局署一般経費」には、アルバイト賃金、旅費、記帳指導謝金、広報広聴に関する経費などが含まれています。

## 申告・課税状況

### 【所得税納税者の状況】

(平成17年分)

総人口	万人	12,769
就業者数		6,329
所得税の確定申告数*		2,318
還付申告*		1,196
納税申告*		829
申告納税者のうち給与所得の源泉所得税のある者		296
給与所得者数		4,171
給与所得者のうち年末調整のみによる納税者( - )		3,875
納税者数( + )		4,704
納税者割合( / )		74.3%

\*、及びは、平成17年分の計数です。他は平成16年分の計数です。

### 【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成16事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数 千件	税額 億円
給与所得	3,867	99,833
退職所得	-	3,145
利子所得等	42	8,725
配当所得	129	12,889
特定口座内保管上場株式の譲渡所得等	2	1,068
報酬・料金等	3,105	11,625
非居住者等所得	24	2,622
合計	-	129,907

\*源泉徴収義務者数は、平成17年6月末現在の計数です。

### 【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成16事務年度)

法人数	2,949 千件
申告件数	2,742 千件
申告割合	89.7 %
黒字申告割合	31.5 %
申告所得金額	431,736 億円
申告欠損金額	233,576 億円
税額	111,230 億円

\*法人数は、平成17年6月末現在の計数です。

### 【相続税の課税状況】

(平成16年分)

死亡者の数	1,028,602 人
課税対象となった被相続人の数	43,488 人
納税者数(相続人の数)	131,279 人
課税価格	98,618 億円
税額	10,651 億円

### 【贈与税の課税状況】

(平成16年分)

課税人員	403,814 人
取得財産価額	23,101 億円
税額	966 億円

\*相続時精算課税分を含みます。

### 【消費税の課税状況】

(平成16年度)

		納付	還付
		千件	千件
申告件数	個人	407	16
	法人	1,613	96
	合計	2,020	112
税額		95,172 億円	18,987 億円

### 【酒類の課税状況・生産状況】

(平成16年度)

区分	生産量 千kl	課税額 百万円
清酒	524	94,950
合成清酒	38	4,961
焼酎	1,043	226,891
みりん	103	2,274
ビール	3,844	844,039
果実酒類	70	5,799
ウイスキー類	72	28,669
スピリッツ類	76	7,791
リキュール類	714	60,835
雑酒	2,564	305,325
合計	9,047	1,599,550

## 調査状況

### 【申告所得税の調査状況】

(平成16事務年度)

	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
実地調査	千件	億円	万円	億円	万円
特別・一般	48	4,349	899	912	189
着眼	191	3,510	183	177	9
簡易な接触	541	1,103	20	72	1
合計	781	8,963	115	1,162	15

(1)「特別・一般」とは、高額・悪質なものを対象に行う深度ある調査をいいます。

(2)「着眼」とは、申告漏れ所得等の把握を短期間で行う調査をいいます。

(3)「簡易な接触」とは、電話又は納税者の来署を求めて申告の是正を行うことをいいます。

### 【源泉所得税の調査状況】

(平成16事務年度)

接触件数	非違件数	追徴税額
169千件	47千件	662億円

### 【法人税の実地調査状況】

(平成16事務年度)

	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額
		1件当たり	1件当たり	
	千件	億円	千円	億円
法人全体	124	14,914	12,020	3,601
調査部所管法人	4	7,864	178,198	1,841

## 査察

### 【査察調査の状況】

(平成17年度)

着手件数	処理件数	告発件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
件	件	件	億円	千円	億円	千円
217	214	150	274	128,114	230	153,069

### 【大口事案の状況】

(平成17年度)

告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
件	件	件
150	16	5

### 【消費税の調査状況】

(平成16事務年度)

	件数	申告漏れのあった件数	追徴税額	
			1件当たり	1件当たり
個人	30千件	21千件	146億円	49万円
法人	111千件	57千件	497億円	45万円

### 【相続税の実地調査状況】

(平成16事務年度)

件数	申告漏れのあった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
14千件	12千件	4,003億円	3,365万円	799億円	672万円

### 【法定資料収集枚数】

(平成16事務年度)

法定資料名	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	19,815
利子等の支払調書	919
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	7,500
公的年金等の源泉徴収票	31,142
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	8,244
株式等の譲渡対価の支払調書	7,688
国外送金等調書	3,569
その他	28,520
合計	107,397

### 【告発事件の税目別状況】

(平成17年度)

税目	件数	脱税額(総額)	
		1件当たり	1件当たり
	件	億円	千円
所得税	47	62	130,974
法人税	86	102	118,562
相続税	4	50	1,251,011
源泉所得税	3	5	161,340
消費税	10	11	112,022
合計	150	230	153,069

## 滞納圧縮

### 【1億円以上の滞納整理中のものの業種別状況】

(平成17年度末)

業種	人員		税額	
	人	%	百万円	%
製造業	72	4.4	15,244	3.4
販売業	100	6.1	44,349	9.9
不動産・建設業	431	26.3	106,761	23.9
料理飲食業	95	5.8	17,277	3.9
金融業	31	1.9	8,246	1.8
その他の事業	432	26.3	114,796	25.7
その他	480	29.3	140,192	31.4
合計	1,641	100.0	446,865	100.0

\* 「その他の事業」とは、病院(医師)サービス業、レジャー産業等をいいます。「その他」とはサラリーマン、年金所得者等をいいます。

### 【差押えの状況】

(平成16事務年度)

	滞納者数	物件数	評価額
	人	件	百万円
動産	347	44,752	1,296
債権	37,650	49,044	97,165
不動産等	8,212	30,794	211,256
その他	3,566	23,350	2,725
合計	49,775	147,940	312,442

## 権利救済

### 【異議申立ての状況】

区分	非違件数	異議申立 件数	新規申立件数		処理済件数	請求容認件数		
			件数	割合 /		件数	割合 /	割合 /
課税関係	431,000	5,306	3,891	0.9	4,124	609	0.14	14.8
徴収関係	-	435	381	-	392	1	-	0.3
合計	-	5,741	4,272	-	4,516	610	-	13.5

### 【審査請求の状況】

区分	非違件数	審査請求 件数	新規請求件数		処理済件数	請求容認件数		
			件数	割合 /		件数	割合 /	割合 /
課税関係	431,000	5,450	2,801	0.6	3,146	488	0.11	15.5
徴収関係	-	371	286	-	236	5	-	2.1
合計	-	5,821	3,087	-	3,382	493	-	14.6

### 【訴訟事件の状況】

区分	非違件数	訴訟 件数	第一審提起件数		終結件数	敗訴、一部敗訴件数		
			件数	割合 /		件数	割合 /	割合 /
課税関係	431,000	936	281	0.1	387	54	0.01	14.0
徴収関係	-	144	64	-	86	3	-	3.5
合計	-	1,086	346	-	478	57	-	11.9

(1) 「非違件数」は平成16事務年度の次の計数です。

「課税関係」は、申告所得税(譲渡所得分を含む。)源泉所得税、法人税、消費税及び相続税の実地調査を行った非違件数の合計です。

(2) 異議申立て及び審査請求の計数は平成16年度の計数です。

(3) 訴訟事件の計数は平成16年度の審級別合計の計数です。

(4) 訴訟事件の「合計」欄の計数は、審判所に関するものを含めています。

## 税務相談

### 【税務相談室における税務相談の受理件数及び タックスアンサーの回答件数】

		(平成17年度)
税 務 相 談 件 数	所得税	千件 1,439
	法人税	196
	資産税	772
	消費税	120
	その他の間接諸税	55
	徴収	71
	その他	242
	小計	2,895
タックスアンサーの回答件数		29,881
合計		32,776

### 【税務相談室における苦情事案の受理件数】

		(平成17年度)
所得税	件	620
法人税		334
資産税		88
消費税		55
その他の間接税		9
徴収		54
その他		181
合計		1,341

## 国際課税

### 【海外取引の把握状況】

		(平成16事務年度)
海外不正所得件数	件	76
海外不正所得金額	億円	118

### 【移転価格の執行状況】

		(平成16事務年度)
処理件数	件	82
課税所得金額	億円	2,168

### 【相談の多い項目上位5位】

(面接・電話による相談) (平成17年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	申告義務・申告手続等	千件 257
2	所得税	医療費控除	138
3	所得税	申告書・決算書等の書き方	114
4	所得税	住宅借入金等特別控除	106
5	所得税	還付申告	94

### 【タックスアンサー】

(平成17年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	千件 761
2	所得税	所得税の税率	547
3	所得税	医療費控除の対象となる医療費	468
4	所得税	配偶者控除	398
5	所得税	配偶者特別控除	394

## 納税者満足度

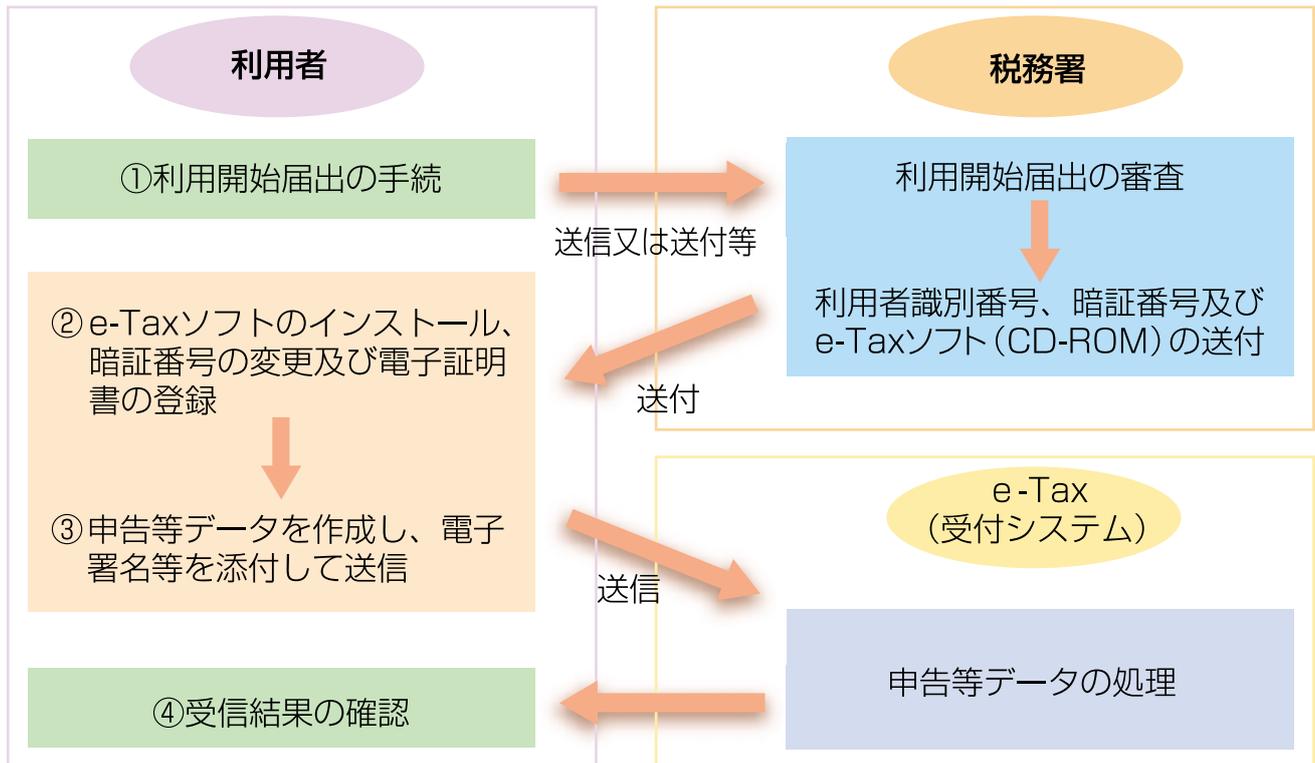
(平成16事務年度)

項目	上位評価割合
	%
職員の応接態度	79.3
税務署の利用しやすさ	56.2
国税の広報に関する評価	63.8
国税の広聴に関する評価	79.2
税務相談室における	
相談満足度	面接 89.4
	電話 67.8

\* 上位評価割合とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」及び「やや良い」)を得た割合を示しています。

## 【参考】

### e-Taxをご利用いただくためには



利用開始届出の手続を行ってください。

e-Taxをご利用いただくためには、事前にe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)からオンラインで利用開始届出の手続を行ってください。この手続により、e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号、e-Taxソフト等が送付されます。

なお、この手続は書面でも行うことができます。

- e-Taxにより申告等データを送信する際には、自署・押印に代わるものとして電子署名を行うために、事前に電子証明書を準備していただく必要があります。公的個人認証サービスによる電子証明書を利用される場合には、市区町村で住民基本台帳カードを取得し、これに電子証明書の発行を受けてください。この電子署名によって税務署では、送信されたデータは本人が作成し、改ざんされていないことが確認できます。
- 公的個人認証サービスをはじめ多くの電子証明書はICカードに格納されているため、この場合にはICカードリーダーを準備してください。
- e-Taxで利用可能な電子証明書や電子納税が利用可能な金融機関については、e-Taxホームページに掲載しています。

e-Taxソフトのインストール、暗証番号の変更及び電子証明書の登録をしてください。

利用開始届出の手続後、税務署から利用者識別番号の通知書等が送付されますので、利用のための準備作業を行ってください。

- 1) e-Taxソフト(CD-ROM) パソコンにインストールしてください。
- 2) 利用者識別番号等の通知書 e-Taxを利用するためにセキュリティ上必要な利用者識別番号等が記載されています。暗証番号を変更し、利用する電子証明書を登録してください。

申告等データを作成し、電子証明書等を付して送信してください。

e-Taxソフト等を使用して申告等データを作成し、電子署名を行い、電子証明書を付して送信してください。

- 所得税や消費税の確定申告書、青色申告決算書などについては「確定申告書等作成コーナー」で申告等データを作成し、e-Taxを利用して送信することができます。

受信結果の確認をしてください。

送信した申告等データの審査結果については、利用者ごとに用意されたメッセージボックスに受信通知が格納されますので、これにより確認することができます。

e-Taxの取組については、17ページをご参照ください。

# 国税庁 レポート 2006

2006年6月発行

編集・発行 国税庁

〒100-8978

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL.03-3581-4161(代表)

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>





オンラインでらくらく。

e-Tax

イータックス

国税電子申告・納税システム

詳しい情報はe-Taxホームページへ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxの最新情報やご利用にあたっての手續等について説明しています。



この社会あなたの税がいきている